

英国2005年テロリズム防止法

岡久 慶

【目次】

- I 2001年法の制定の背景と規定内容
- II 2001年法拘束規定への上訴
- III 2005年テロリズム防止法
- IV ロンドン同時多発テロとその後の動向

翻訳：英国「2005年テロリズム防止法」

2005年3月11日、2005年テロリズム防止法（Prevention of Terrorism Act 2005 (c.2)）が成立した。この法律は、テロリズムに関与した疑惑のある者に、管理命令を通じて様々な義務を課する規定を定めており、「2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法（Anti-Terrorism, Crime and Security Act 2001 (c.24)、以下「2001年法」という。）^(註1)」の第4部「移民及び庇護」を改正するものである。

I 2001年法の制定の背景と規定内容

(1) イギリスがイスラム過激派取締りに消極的であった理由

前掲の2001年法は、同年9月11日に発生した米国同時多発テロ事件を受けて、11月13日下院に提出され、32日間という急ぎ足の審議期間を経て、12月14日に制定された法律である。

この時点でイギリスは、すでに前年に制定された2000年テロリズム法（The Terrorism Act 2000 (c.11)）によって対テロリズム対策の総合的な枠組みを構築していた。にもかかわらず2001年法が定められたのは、イギリスが本国から逃れたイスラム過激派にとって絶好のテロ活動の拠点となっていたとの指摘があったからで

ある。

イギリス国内には、主にパキスタン及びバングラディッシュ系のイスラム教徒が約150万から180万人おり、巨大なコミュニティを形成している。イギリスは難民の受入れに比較的寛容で、市民権保護の法律が強固で、犯罪容疑者の外国への身柄引渡しが困難である（これについては、「I(2)当該規定の概要」で後述する）。さらには、国際的な金融の中心地であることなどの好条件も揃っている。このため、本国から逃亡した外国籍のイスラム過激派が、難民として数多く流れ込み、欧州最大のイスラム過激派の温床を形成していると指摘されてきた。

外国籍のイスラム過激派の中で特に有名なものが、ロンドンで活動するヨルダン出身パレスティナ人聖職者アブ・カタダである。

カタダは1994年にイギリスで庇護申請が認められ4年間の滞在許可を与えられており、2001年法を制定した時点では、無期限滞在許可を申請中だった。カタダは、出身地であるヨルダンで爆弾テロに関与したとして2度欠席裁判を受け、死刑判決が下されている。彼はまた「欧州全域におけるイスラム聖戦士の精神的指導者」とも、「ウサマ・ビンラディンの欧州大使」とも呼ばれ、アメリカ、フランス、スペイン、アルジェリアの捜査当局から欧州のイスラム教徒をアルカイダを始めとするテロ組織に勧誘し、また9月11日の事件にも大きな影響を与えたと、目されていた。

しかしイギリスは、建前として多様な文化を内包する寛容な社会であることを標榜しており、政府もイスラム社会との摩擦を恐れて社会の内情に踏み込むことをよしとしない傾向が

あった。こういった不干渉・放任の姿勢に対しては、イスラム社会が一般社会から遊離した形でその閉鎖性を強め、隔絶、孤立することを助長する結果を招いたとの評価がある。いずれにしても、上述した堅牢な市民権保護と併せて、政府はそれまで国内のイスラム過激派の取締りに消極的であった。

特に他国からのテロリスト容疑者引渡要請への対応が鈍いことは、欧米や中東・北アフリカ諸国から常々非難されてきた。フランスのテロ対策関係者はイスラム過激派が集まるロンドンを「ロンドニスタン」と呼び、海外の一部メディアが、イギリス政府が意図的にイスラム過激派を放置することで、イギリスではテロ事件を起こさないための暗黙の了解をとりつけていると批判したこともある。

そのようなイギリスが2001年法を定めるに至った主な理由としては、9月11日事件を契機とした国際テロリズムの危険性の再認識、アメリカとの「特別な関係」に伴うイギリスの反テロ戦争への積極的な関与（それに伴う報復テロの可能性）などがあるが、遅まきながら国内のイスラム過激派の取締りを強化することで、前述したような非難が強まることに先手を打ったという側面も否定できない。

2001年法の主な目的は、外国籍のイスラム過激派がイギリス国内でテロリストを募集し、テロ活動を支援するのを阻止することであり、アブ・カタダがその主な標的であるとの報道もある。^(注2) この時点では、2005年7月7日のロンドン同時多発テロ事件のように、過激派の影響を受けたイギリス国籍のイスラム教徒が国内でテロ事件を起こす可能性はあまり想定されていなかった。

(2) イスラム過激派の退去強制を妨げる要因

先に述べたように、イギリスではテロリスト取締りの枠組みは2000年テロリズム法で定めら

れており、外国籍のテロリスト容疑者も本来なら、この法律又はその他の刑事法制に基づいて容疑者の訴追を行うべきである。しかし、法廷の審理に堪える証拠品を提出できない場合^(注3)には、1971年移民法 (Immigration Act 1971 (c.77)) に基づいて、容疑者を国家安全保障を脅かす者として退去を強制するという措置がとられてきた。しかし、1996年11月15日、欧州人権裁判所が下した判決^(注4)によってこの手法を行使することは困難となった。

この事件は、インドのパンジャブ州分離独立派のテロリストとして嫌疑をかけられたシク教徒カラマジット・シン・チャハル氏が、1971年移民法に基づいて、国家安全保障等の理由からインドへの強制退去処分を科そうとするイギリス政府の決定に対して訴えを提起したものであり、上訴の理由の1つとしてインドで拷問を受ける可能性を挙げていた。

欧州人権裁判所は、その判決の中で、「人権及び基本的自由の保護のための条約」（以下、欧州人権条約とする）第3条が定める拷問の禁止は民主社会の最も基本的な価値観を表したものであり、この条項からの適用除外はいかなる場合も許されないとし、かつパンジャブ警察の人権侵害の前歴を考慮した上で、退去強制が第3条の違反を引き起こすと結論づけた。

また原告は、退去強制に先立つ拘束が過度の長期に渡っている（原告は1990年から拘留されていた）ため、不法入国の阻止又は身柄引渡し並びに退去強制の手続きをとったときに限って、身体的自由及び安全に対する権利を適用しないとする、人権条約第5条第1項(f)号は適用されないと訴えていた。これについて欧州人権裁判所は、イギリス政府の退去強制の手続きに懈怠が認められないため、違反はないと判断を下したが、その一方で(f)号が適用されるためには、当該の手続きが怠りなく遂行されていなければならない、そうでないときは拘束は許可されない

との判断を再確認している。

この判例は、外国籍のテロリスト容疑者対策に重い課題としてのしかかることとなった。というのも、多くのイスラム過激派は、人権擁護の面で問題のある国の出身者であり、彼らを出身国に強制退去させようとするれば、その判断が欧州人権条約第3条の違反の虞で上訴され、1996年の判例に従って覆される可能性が高いからである。

(3) 2001年法の拘束規定の概要

欧州人権条約による制約と、外国籍のイスラム過激派に対処する必要性を踏まえて制定されたのが、2001年法第4部第21条～第32条である。

この条項は次のようなものである。

1. 主務大臣（内相）は、国家安全保障にとって危険であり、テロリスト（国際テロの実行、準備、扇動を行うか、国際テロ組織に所属しているか、国際テロ組織と関係を持っている者）の疑いがある者を、国際テロリスト容疑者（suspected international terrorist）として認定する。
2. 上記の認定を受けた者に対しては、国外への退去強制(deportation)、国外退去(removal)、入国拒否等の措置をとることができる。
3. 国際協定に関連する法律上の問題又は実務上の考慮から、一時的に又は無期限に上記2に掲げる措置がとれない場合、1971年移民法（Immigration Act 1971 (c.77)）の退去強制、国外退去の対象者を拘束する規定に基づいて、当該の者を拘束することができる。拘束の対象者は、自発的にイギリスを出国することで拘束を免れることが可能である。
4. テロリストと認定された者は、3か月以内

に司法部に属する特別移民上訴委員会（Special Immigration Appeals Commission^(注6)）に上訴することができる。また、既に身柄が拘束されている場合には、拘束から6か月後に自動的に特別移民上訴委員会が認定の審査を行う。この審査でテロリスト認定を取り消されなかった者は、3か月後次の審査が行われるまでの間身柄を拘束される。こうして、事実上裁判を受けることなく無期限に拘束されることもありうる。

3で挙げた「国際協定に関連する法律上の問題」とは、前掲の欧州人権条約^(注7)を意味する。

2001年法の拘束規定は、チャハル裁判の判決を踏まえた上で、欧州人権条約第3条の違反を回避することを目的としたものであったが、その一方で第5条に違反する結果となっていた。テロリスト認定を受けた者の、自発的な意志がなければ、退去強制又は身柄引渡し等が実現しないため、条約第5条第1項(f)号が適用されない可能性があった。

このため、イギリス政府は、1998年人権法（明示された適用除外）に関する2001年命令（The Human Rights Act 1998 [Designated Derogation] Order 2001 Statutory Instrument 2001 No.3644）を定め、イギリスがテロの脅威による緊急事態に直面しているとの事由で、条約第5条第1項からの適用除外を明示している^(注8)。

なお、2001年法は第21条～第23条が15か月で効力を失うと定めている。第29条により2006年11月10日における無条件での失効が定められているが、それまでであれば、主務大臣の定める命令によって1年ずつ延長することが可能である。実際に、これまで2回延長されてきている^(注9)。

また、テロリスト認定を受けた者は、上記4で説明したように、認定取消しを求めて上訴することが可能であったが、政府はテロリスト認定に用いられた証拠品を容疑者を含めた全ての

者に公開することは、情報機関の業務を損なうとの判断から、1997年特別移民上訴委員会法（Special Immigration Appeals Commission Act 1997 (c.68)）第6条に基づく特別な上訴手続きを導入し、容疑者とその代理人を当該証拠品が用いられる審理に参加させないことを可能としている。

つまり容疑者は、自分に対する具体的な容疑を知ることできないまま拘束されるのである。政府は公正を期するためとして、法的代理人の代わりに安全保障上の基準をクリアした特別代弁人（special advocate）が証拠資料を閲覧することを可能としているが、これは容疑者の権利を擁護するものではなく、非公開裁判に正当性を与えるための隠れ蓑にすぎないとして不満を持つ特別代弁人もおり、2001年法の拘束規定に関連して数人が辞職している。

II 2001年法拘束規定への上訴

(1) 2001年法の施行

2005年3月2日までに、2001年法に基づいてテロリストに認定された者は17人である。2人は自発的に出国し、2人はテロリスト認定を取り消され、1人は保釈（実質的な自宅軟禁といわれる。）され、1人は理由を明らかにされず釈放され、1人は2001年法に基づくものでない他の権限において拘束されている。残る10人が2001年法に基づき、いずれも「国際テロ組織（アルカイダ）と関係を持っている容疑」で拘束された。^(注10) 前掲のアブ・カタダは、2001年法が施行される直前（2001年12月）に行方をくらましていたが、2002年10月23日逮捕され、10人の拘束者の1人として、ベルマーシュ厳戒刑務所（Belmarsh High Security Prison）に収監された。

2001年法の規定に対しては、これが行政府の判断による無期限の拘束を可能とすること、対

象者がイスラム教徒の外国人に限られること等から、批判の声も強かった。また出国によって拘束を免れる規定に関しても、単に問題を国外に出す責任逃れの措置であるとの指摘もあった。

2001年法が施行された後、テロリスト容疑者達は、2001年命令に基づく欧州人権条約第5条からの適用除外の明示が不当であるとして上訴した。

(2) 適用除外の是非をめぐる上訴

2002年7月30日、特別移民上訴委員会は原告の訴えを認め、イギリス国籍を有する国際テロリスト容疑者が存在する現状で、適用除外が外国籍者に限って適用されるのは差別的であるとして、2001年命令は無効であり、よって拘束を規定する2001年法第23条は欧州人権条約第5条及び第14条（差別の禁止）と両立しないと判じた。ただし同委員会は、適用除外の明示を必要とする緊急事態がイギリスに現に存在している点については、2001年命令の適法性についての政府の主張を認めている。

裁判所によって、欧州人権条約と両立しないと判断された命令、規則などの従位立法（subordinate legislation）は効力を取り消され、第一次的立法（primary legislation）も失効こそしないものの、行政府に状況是正の義務が課されることとなる。^(注11)

この判決に対して内相は控訴院に上訴した。2002年10月25日控訴院は3対0で特別移民上訴委員会の判断を覆した。すなわち、元々退去強制のできないイギリス国籍者と迫害の恐れから退去強制のできない外国籍者を同列に扱うことはできず、また緊急事態において外国籍の者と自国民の差別化を図ることは国際法上確立された処置であるというのが、その結論である。また控訴院は、緊急事態の妥当性に関しては、より正確な状況判断を下せる立場にある行政府が適用除外の明示を判断するのは正しいと判じて

^(注12)
いる。

2002年10月25日の控訴院における判決に対して、原告は連合王国内の最終審を司る上院上訴委員会^(注13)に上訴した。上訴委員会は、この問題の憲法上の重要性に鑑み、第二次世界大戦後初めて、9人の常任上訴貴族から構成される委員会^(注14)を設けてこれを審議し、2004年12月16日にその判決を下した。委員会^(注15)は8対1で控訴院の判決を覆し、1998年人権法（明示された適用除外）に関する2001年命令を違法として取り消すと共に、拘束を定めた2001年法第23条が欧州人権条約第5条及び第14条と両立しないとの判断を示した。判決の理由には、外国籍者に限って適用される権限が差別的であることと、テロリズムの脅威と比較して権限が大きすぎることが挙げられている。

この上訴を巡る論議は、基本的に2001年法の拘束規定を安全保障上の措置として捉えるか、それとも移民管理上の措置として捉えるかの違いであるとの指摘がある。^(注16)前者であれば、比較対象はイギリス国籍のテロリスト容疑者であり、その措置は国籍に基づく差別的なものとなるが、後者であれば比較対象はテロリスト容疑者ではない外国籍者であり、その措置が差別的なものといえなくなるからである。

先に述べたように、人権条約と両立しないと判断された第一次的立法は、即座に失効するわけではない。イギリスの司法部は違憲立法審査権を有するわけではなく、法律の効力を停止させる権限は、国権の最高機関である議会のみが有するからである。しかし上訴委員会の判断を無視すれば、これが欧州人権裁判所に持ち込まれ、今度こそ条約に基づいて是正措置を強制されることにもなりかねず、イギリス政府は苦境に立たされることとなった。

与党労働党は既にこの時、総選挙を翌2005年に行うこと、そして政策論争の重点を安全保障に置くことを決めており、この分野における重

要な法律を覆されることは、選挙戦略上好ましくなかったからである。

(3) 拷問で得た証拠を巡る上訴

欧州人権条約からの適用除外の他に、現在も係争中であるのが、テロリスト認定のため内相が使用する証拠の適正性を巡る議論である。

アメリカのグアンタナモ収容所（キューバ）、バグラム空軍基地（アフガニスタン）等において、テロリスト容疑者の取調べに拷問が使用されていること、またアメリカが、テロリスト容疑者の取調べを、エジプト、ヨルダン、ウズベキスタン等拷問が頻繁に使われる国に「外部委託」していることは幾度も報道されてきたが、こういった経緯で取得された情報が、イギリスにおけるテロリスト認定に利用されているとの疑いも指摘されていた。^(注17)

2003年7月の特別移民上訴委員会における非公開審理で、情報部職員が、テロリスト認定のため内務省に提出した証拠には、海外で拷問によって取得されたものも含まれると証言した。同年10月28日、委員会は「拷問によって取得された証拠を必ずしも退ける必要はない。」との判断を下している。

当然、この判断に対しては人権団体等からの批判が集中し、原告はこれを控訴院に上訴した。2004年8月11日、控訴院は2対1で特別移民上訴委員会の判断を支持し、証拠がイギリス政府機関の代表者（agent）の介入によらず、他国政府機関の代表者によって取得されたのであれば、なんら制約を受けることなくこれを利用することが可能であり、内相がその取得方法を調べる必要はないと判断している。^(注18)

2005年4月18日、上院常任上訴委員会がこの判断に対する上訴を取り上げることが決定した。審理は同年10月に開始され、12月8日、7対0で控訴院の判決を覆し、特別移民上訴委員会における再審理を命じる判決が下った。

Ⅲ 2005年テロリズム防止法

(1) 政府の反応

2004年12月16日の上院上訴委員会の判決を受けた政府は、一時その方針を決めかねていたが、チャールズ・クラーク内相は、2001年法第4部に定められた権限を、当該国政府による人権の保障を確認した上で容疑者を本国に送還する制度及び容疑者に行動の制限を課する管理命令という2本の柱によって置き換える方針を明らかにした。2001年法第21条～第23条は2005年3月14日に失効するため、有効期間延長命令の草案が用意されていたが、上院の判決で新たな法的枠組みを設けることが火急の要件とされた。当該条項が失効すれば、拘束された者達を釈放しなければならず、延長命令を定めてもその正当性が即座に裁判で争われるからである。

管理命令に関する提案は、枢密院の委員会による2001年法のレビューの中で、2001年法第4部に代わる規定として提案されていたが、政府は2004年2月に刊行された討議書「反テロリズム権限：開放的社会における安全保障と自由の調和」^(注21)の中で、第4部存続を主張し、代替案を不十分なものとして反駁していた。しかし状況の変化に伴い、この提案が法案として提出されることとなった。

(2) 法案成立までの議論

政府はテロリズム防止法案の早期成立を目指し、2005年2月28日には下院を通過させ、同年3月8日には上院の第3読会を終了させた。しかし、議会両院において超党派の強い反対が続く、特に上院が突きつけた様々な修正案に審議が難航した。

初期の法案において問題とされたのは、あらゆる管理命令が行政府（内相）の判断によって執行可能だったことである。拘禁こそ規定されていないものの、第1条で定められた管理命令

は、実質的な自宅軟禁（house arrest）を行い、情報提供を強制するものであり、その対象が（理論上は）イギリス国民全体に拡大されるため、より深刻に受け止められたといえる。また議論が分かれることが予測される重要法案を、短期間で成立させようとする政府の姿勢にも批判が集中した。より時間的余裕のある状況下で法律を練り上げるべきであるとの主張を背景に、後述するサンセット条項の修正案が出された。

管理命令が解除されるには、無罪が証明されるか、訴追が可能となる証拠が出るか、緊急事態が終結するか、いずれかの条件が必要となると想定される。しかし当局（主務大臣等の権限を有する者）は被疑者に訴状の詳細を明らかにする必要はなく（後記「(3)2005年テロリズム防止法の概要」の「その他」の項を参照）、当該の緊急事態であるテロリズムの脅威がいつ終結するかも定かではない上、イギリス国民であれば国外退去の道もないため、自宅軟禁が無期限に継続する可能性が指摘された。

管理命令の権限が限りなく刑事罰にちかいことに鑑み、その権限を主務大臣ではなく裁判所に委ねるべきであるとの修正案が下院で出されたが、採決267対253において退けられた。しかし、労働党内からも62人の反対者が出たため、与党の161の優勢が14にまで低下するという異例の事態が生じることとなった。これに危機感を抱いた政府は、法案が上院に回付された段階で、人権条約第5条からの適用除外の明示が必要な管理命令に関しては、裁判所がこれを定めるとする修正案を加えた。

しかし労働党が少数派であり、かつ党の統制が下院より効きにくい上院の委員会審議において、法案には数々の修正案が加えられることとなった。そのうち主なものには、次のようなものがある。

- ① 裁判所に全ての管理命令の権限を与える。

- ② 管理命令を定めるために、被疑者のテロリズムとの関連性を判断する基準を、「疑うに足る根拠があること (reasonable grounds for suspecting)」から民事訴訟基準の「可能性が高いと判断すること (satisfied on the balance of probabilities)」まで引き上げる。
- ③ 管理命令を定めるに先立ち、公訴局長官から訴追成功の見込みがないという判断が示されていないとしないとする。
- ④ 法案が2005年11月に失効するとするサンセット条項を盛り込む。
- ⑤ 拷問等の手段によって得た証拠を裁判所では利用しない。^(注22) これは無論、前記Ⅱ(3)で言及した論議を踏まえた規定である。

政府は3月9日の下院において、①に対してほぼ全面的に譲歩しつつも、「緊急事態」においては主務大臣が命令を定める権限を持つとする修正案を加え、②に対して適用除外の明示を必要としない管理命令に関してはこれを拒否し、④の代わりに法律を1年ごとに議会両院の投票によって更新とする妥協案を提示し、これ以上の妥協はないとの姿勢を明らかにした。

しかし3月10日、上院は再び②と④の修正案を加えて法案をつき返し、下院が同日修正案を拒否して上院に返し、3月10日深夜、三度上院が政府案を拒絶し、11日早朝まで徹夜の審議が継続した。また政府と保守党の間では、法案が成立しなかった場合の責任の所在を巡って非難が応酬された。

結局、一番の問題であった④に対して、政府が、法律の主規定の有効期間を定めた第13条の規定を盛り込んだことで、何とか合意に達し、3月11日午後7時に法律が成立した。

④以外の懸案についてみると、①に関しては裁判所が適用除外の明示を必要とする命令を定める権限及び適用除外の明示を必要としない命令を審査する権限を有することとなり、②に関

しては政府の要望どおり、適用除外の明示を必要としない管理命令には「疑うに足る根拠があること」で充分とされ、③は削除され、⑤に関しては1998年人権法が存在する以上自明の理であるとして削除されることとなった。

こうして成立した2005年テロリズム防止法であるが、適用除外の明示を必要としない管理命令は、より低い証拠判断の基準に基づいて定めることができ、行政府の裁量によって裁判所の審査を後回しとすることが可能であるにもかかわらず、命令の中で複数の義務を課することで、適用除外の明示を必要とする命令と実質的に同等の拘束力を行使することが可能である、と司法部の監督からの「抜け道」を指摘する声もあった。

アブ・カタダら2001年法に基づいて拘束されていた10名は、特別移民上訴委員会により保釈された後、即座に内相の発した適用除外の明示を必要としない管理命令を課されている。

2005年3月24日、管理命令下に置かれたパレスティナ難民マムード・アブ・リデ（アブ・カタダと並んで名前が公開されている容疑者の1人で、拘束の結果精神病を患っていると診断されている）が突然ガーディアン紙を訪問し、語ったところでは、次のような制約が課されているとのことである。^(注23)

- ・事前に計画して人と会うことは禁止されているが、通告せずに人と会うことは妨げられない（例えばガーディアン紙訪問のような）。
- ・予め手配された集会に参加することはできないが、ハイド・パークで偶然見かけた反戦デモに参加することは問題なかった。
- ・許可なく客を迎えることはできないが、モスクで集団祈祷を捧げることは許される。

- ・地下鉄では尾行されているようだが、タクシーに乗ると誰も尾行していないようである。

この報道に対しては、拘束が必要と判断された危険なテロリスト容疑者への対応としては、管理命令の実態が中途半端であるとの批判が出されている。これは、司法部から強い制約を受ける、適用除外の明示を必要とする管理命令を、行政府が回避した結果とも考えられる。

2005年法制定によって、2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法第4部の拘束規定が廃止されたことに鑑み、イギリス政府は1998年人権法（改正）に関する2005年命令（The Human Rights Act 1998（Amendment）Order 2005 Statutory Instrument 2005 No.1071）を制定し、欧州人権条約第5条第1項からの適用除外の規定を削除した。

(3) 2005年テロリズム防止法の概要

2005年テロリズム防止法は、2005年3月11日に成立した。法律は16か条と1つの附則からなる。

管理命令を定める権限（第1条）：

主務大臣（内相）は欧州人権条約第5条からの適用除外の明示を必要としない管理命令を定める権限を有し、裁判所はその適用除外の明示を必要とする管理命令を定める権限を有する。命令は、公衆をテロリズムの危険から防護するために、テロリズムに関連する疑いのある個人に対して定められる。

テロリズムに関連する行為には、テロ実行のほか、テロ行為の奨励又は支援等も含まれる。また管理命令は、被疑者が外国籍かイギリス国籍かを問わず、課することができる。

管理命令は、対象となる者に、次に掲げる義務を課することができる。

- ・指定された物品の所有の禁止又は制限
- ・指定されたサービスの利用の禁止又は制限
- ・従事できる職業の制限
- ・規定に該当する者又はその他一般の者との接触の制限
- ・住居及び住居を訪問できる者の制限
- ・規定された日時に規定された場所にいることの禁止
- ・連合王国内外における移動の禁止又は制限（指定された場所に留まる要件を含む）
- ・命令に定められた他の義務に服するために、最長24時間を超えない範囲で移動の制限に従う要件
- ・命令に定められた禁止又は制限の対象とされる旅券等の物品を、命令が有効な期間の間、指定された者に引渡す要件
- ・住居その他対象者が出入りを許可する権限を有する場所に、指定された者の立入りを認める要件
- ・命令に定められた義務の違反を確認することを目的として、住居その他の場所における搜索を認める要件
- ・命令に従っていることを証明することを目的として、指定された者が住居その他の場所で発見した物品を押収し、命令の有効期間中保有することを認める要件
- ・写真撮影をさせる要件
- ・移動、通信その他の行動を、電子的なものを含む手段によって監視することに協力する要件
- ・要請に応じて、指定された者に情報を提供する要件
- ・指定された時間、場所において、指定された者に報告を行う要件

適用除外の明示を必要としない管理命令を定める権限（第2条～第3条）：

主務大臣は、被疑者がテロリズムに関連して

いると疑うに足る根拠があり、公衆の保護のため命令が必要であると判断したときに限り、管理命令を定めることができる。主務大臣が定める命令を「適用除外の明示を必要としない管理命令(non-derogating control orders)」という。

欧州人権条約第5条の適用除外の明示を必要としない管理命令は、12か月の有効期間を持つが、裁判所は、更新することでさらに12か月の有効期間を定めることができる。

適用除外の明示を必要としない命令を定めるに先立ち、主務大臣はこれを裁判所に提出し、命令を定める許可を申請しなければならない。裁判所における監督権の行使は2段階からなり、裁判所は申請における主務大臣の判断が明らかに間違っていないと判断する限り、これに許可を与え、容疑者に意見陳述の機会を保障して審理を行うよう指示する。

いずれの段階においても、裁判所は命令を承認するか、命令を破棄するか、命令によって課せられた義務を破棄するか、あるいは主務大臣に対して、命令を取り消すか、命令が課する義務を修正するよう指示を与える権限を有する。主務大臣は、緊急時においては、裁判所における審査を事後（命令を定めた後7日以内）に行うことができる。

適用除外の明示を必要とする管理命令と、適用除外の明示を必要としない管理命令の違いは、前者が対象者の自由権を奪う性格を有するのに対して、後者が自由権以外の権利に干渉するものである、というのが政府の見解である。

具体的には、インターネット及び携帯電話利用の禁止、移動及び旅行の制限、指定された個人との接触禁止、夜間外出禁止を監視するための電子タグ装着等が適用除外の明示を必要としない管理命令であり、完全な自宅軟禁が適用除外の明示を必要とする管理命令と考えられる。

適用除外の明示を必要とする管理命令を定める

裁判所の権限（第4条）：

主務大臣の申請を受けた裁判所は、適用除外の明示を必要とする管理命令を定めるに先立ち、予備審理（preliminary hearing）を開かなければならない。予備審理で管理命令が適用除外の明示を必要とするか否か、つまり自由権を剥奪し、欧州人権条約第5条に違反する内容であるか否かが審査される。命令を定めることを決定したときは、命令を確定するための正式審理（full hearing）を開かなければならない。

予備審理は、被疑者の出頭を要せず、管理命令の申請に関する被疑者への通知もなく、被疑者による裁判所における陳述の機会を保障しなくても開くことができる。

正式審理においては、被疑者がテロリズムに関連している可能性が高く、裁判所が公衆の保護のため命令が必要であると判断し、管理命令における適用除外の明示の必要な義務が、（人権法第14条第1項に基づく）欧州人権条約第5条からの適用除外の明示命令に該当し、かつ当該義務の履行により阻止すべき危険が適用除外の明示命令の根拠となる緊急事態に関連性のあるときに限り、管理命令を定めることができる。

裁判所は、正式審理において命令を確定するか、命令を破棄するか、命令によって課せられた義務を修正するかのいずれかを行う権限を有する。

欧州人権条約第5条からの適用除外の明示を必要とする管理命令は、6か月の有効期間を持つが、裁判所は主務大臣の申請により、さらに6か月の有効期間を定めることができる。

2005年9月1日現在、適用除外の明示を必要とする管理命令は発せられていない。

管理命令発令に先立つ逮捕及び拘束（第5条）：

主務大臣が適用除外の明示を必要とする管理命令の発令を申請し、命令が定められた場合に、

当該命令を告知するために必要な場合、警察は被疑者を逮捕し、48時間拘束することができる。

適用除外の明示を必要とする管理命令の有効期間（第6条）：

適用除外の明示を必要とする管理命令は、適用除外の明示命令が効力を有しており、かつ当該の適用除外の明示命令又はそれを継続する命令が発せられた日から12か月以内に発令されたときに限り、有効であるものとする。

命令の修正、通知及びその証明（第7条）：

適用除外の明示を必要としない管理命令の対象者は、命令に影響を及ぼす状況の変化があったことを理由として、主務大臣に義務の取消し又は修正を申請することができる。また主務大臣は、適用除外の明示を必要としない管理命令を取り消し、又は修正することができるが、適用除外の明示を必要としない管理命令を適用除外の明示を必要とする管理命令に変更する効力を持つような修正を加えることはできない。

また管理対象者、主務大臣は共に、適用除外の明示を必要としない管理命令の取消し又は修正を求める申請を、裁判所に行うことができる。

犯罪（第9条）：

管理命令に定められた義務に違反した者は、略式起訴で法定額を超えない罰金若しくは12か月（スコットランド及び北アイルランドでは6か月）以下の拘禁刑に処し、又はこれを併科する。事件によっては正式起訴により、5年以下の拘禁刑若しくは罰金に処し、又はこれを併科する。

また管理命令の対象者が、連合王国出国時に有効であった管理命令により、再入国時に指定された態様での報告を義務づけられている場合には、その後初めての再入国時に管理命令が効力を有しなくなっていた場合であっても、合理

的理由なく報告を怠れば、管理命令が有効であるときと同様に罰せられる。

適用除外の明示を必要としない管理命令に関わる上訴（第10条）：

適用除外の明示を必要としない管理命令の対象者は、命令を定めること、更新及び同人の同意を得ていない義務の修正について、裁判所に上訴することができる。

上訴を受けた裁判所は、上訴を却下するか、命令又は命令の更新を破棄するか、命令によって課された義務を破棄するか、主務大臣に命令の取消し又は命令の課する義務の修正について指示を与えるかのいずれかを行う権限を有する。

有罪宣告に対する裁判所の判断の影響（第12条）：

裁判所の判断によって、命令、命令の更新及び命令に定められた義務が破棄された場合、当該の命令又は義務の違反に対する有罪宣告の取消しを求めて上訴することができる。上訴は、イングランド、ウェールズ及び北アイルランドでは（正式な裁判の場合）控訴院又は（略式起訴の場合）刑事法院、スコットランドにおいては（正式な裁判の場合）刑事上級裁判所又は（略式起訴の場合）カウンティ裁判所がこれを処理し、有罪宣告を取り消さなければならない。

これらの手続きにおいては、通例必要とされる、上訴先の裁判所による許可を得る必要がない。

第1条～第9条の有効期間（第13条）：

第1条～第9条の規定は12か月で効力を失うが、主務大臣は議会各院の決議によって承認された命令によって、有効期間をさらに12か月延長することができる。

その他：

2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法第

4 部第21条～第32条「外国籍のテロリスト容疑者」の規定を廃止する。

大法官は管理命令に関する裁判規則を定める権限を有し、特に、裁判所の判断の理由を公開しないこと、裁判手続を関係者及びその法的代理人の参加なくして進めることを定めることができる。

IV ロンドン同時多発テロとその後の動向

2005年7月7日のロンドン同時多発テロ事件は、イギリス国籍を有するイスラム教徒による犯行と断定された。先述したように、このような状況はほとんど想定されておらず、イギリス社会が受けた衝撃は大きかった。しかし2001年法、2005年法が標的とした外国籍のイスラム過激派は、この事件と無関係とはいえない。アブ・カタダのような外国籍のイスラム過激派の聖職者が、イギリス生まれの若いイスラム教徒の間に欧米社会への憎悪を掻き立て、テロリズムを賞賛することで、テロリスト予備軍を生み出している事実は既に知られていたからである。

イギリス国内のテロを正当化できると考えているイスラム教徒の割合は、7月23日にデイリーテレグラフ紙が発表した世論調査では6%、7月26日にガーディアン紙が発表した世論調査では5%（若い世代では7%）で、少数とはいえ無視できない数（数字通りに考えれば7万人から10万人）である。

イギリス国籍のイスラム教徒がテロに走った事例としては、2001年12月22日のリチャード・レイド（アブ・カタダに強い影響を受けたといわれる）による航空機爆破未遂事件、2003年5月1日のイギリス国籍イスラム教徒2名によるイスラエルでの自爆テロ事件があり、自国が標的とされるまで反応が鈍すぎたともいえる。

またその一方で、メディアが発展し、インターネットの利用が広がった現代社会においては、

一部の過激な聖職者が直接的な説法を通じて与える影響はそれほど大きいものではなく、むしろ若いイスラム教徒が、インターネット等を通して過激派の思想的な影響を受け易い社会的状況、つまりは高い失業率又はイラク戦争等アメリカに追随したイギリス政府の政策に対する不満にこそ対処すべきであるとの指摘もある。

いずれにせよ、事件再発防止を強く要求する国民の声に応える形で、政府は、新たな取組みを早急に求められることとなった。

2005年8月5日、ブレア首相は「（同時多発テロ事件のために）ゲームのルールが変わりつつある」として、対テロ政策の柱を打ち出した。その中で、2005年法との関連性があるものは、次のとおりである。

- ・テロ活動に関係する帰化市民の国籍を剥奪する。
- ・憎悪を広め、又は信仰のために暴力行使を擁護し、若しくは正当化する者の入国を拒否し、又は退去を強制する。
- ・退去強制を可能とするため、退去先の国と協定を結び、死刑と拷問を適用しないことを確約させる。
- ・退去の妨げになる場合、人権法を改正して欧州人権条約の解釈を変える。つまり退去先の国からの人権保証の約束を、裁判手続きにおいて、法的に実効性のあるものとして扱う。
- ・過激派としてブラックリストにのった書店、集会所、組織、ウェブサイトに関係した者は、内相の権限に基づいて退去強制の対象とする。
- ・退去強制を課することができないイギリス国籍者には、管理命令を課する。

あれだけ揉めた外国籍テロリスト容疑者の処遇が、これまでタブーであった「退去強制」という形であっさりとクリアされているが、これは「Ⅲ(1)政府の反応」で指摘したとおり、上院

の判決が出た時からの政府方針であり、ロンドン同時多発テロ事件を受けて急遽方向転換されたわけではない。

8月10日、ヨルダンとの協定が調印され、翌11日、10名の者がイギリスの安全保障にとって危険な人物であるとして、退去強制の審理のため、拘束された。拘束者の多くは管理命令の対象者であり、その中にはアブ・カタダも含まれていると報じられている。

8月25日現在、イギリスと退去強制に関する協定を結んだのはヨルダンだけであるが、アルジェリアとの交渉も順調であると報道されている。政府は、この他にもレバノン、エジプト、モロッコ、チュニジア、リビア、インド、パキスタン、スリランカとの間で、同様の協定を結ぶことを希望している。

退去強制の対象者が上訴すれば、手続きが控訴院、上院常任上訴委員会、そして欧州人権裁判所にまで及び、実際の退去まで時間がかかる可能性がある。ブレア首相は、将来的には法律を改正し、退去強制の執行を上訴によって妨げられないとする規定を定めるとの意向を明らかにしている。この場合、原告は退去先の国から上訴を行うこととなる。

退去強制の適用については、人権擁護団体及びイスラム教徒の団体が強く反発し、帰化市民の国籍剥奪については、一般市民と帰化市民という差別的階級構造を作り出すとも批判され、また司法部の独立に対する干渉との懸念も出されている。

しかし、2005年8月22日のICM社がガーディアン紙のため行った世論調査では、62%が、たとえ拷問の可能性があっても退去強制を行うことに賛成し（反対19%）、また52%が、政府のテロ対策を裁判所が市民的自由擁護のため覆すことに反対するなど（賛成40%）、強い対応を求める世論の声は政府の措置に賛意を示している。

「ゲームのルールが変わった」ことによる、人権法、司法と行政の関係に関わる重要な問題は、10月に再開する議会で論じられる見通しであるが、テロ問題に関して政治的協調が重んじられる風潮の中で、十分な議論を尽くすことができるのか不透明である。

政府はまた、議会再開後、テロリズムを間接的に扇動すること、テロの訓練を受けること、テロ実効に必要な知識を得ること等を処罰の対象とする法案を提出することも予定している。

注

*インターネット情報はすべて2005年8月31日現在である。

(1) この法律に関しては、次の記事を参照されたい

岡久慶「IV テロ対策 2 イギリス」『主要国における緊急事態への対処 総合調査報告書』（調査資料2003-1）国立国会図書館調査及び立法考査局、2003.6, pp.86-97.

(2) *Guardian*, October 26, 2002.

(3) 例えば傍受資料は、2000年調査権限規制法（Regulation of Investigatory Powers Act 2000 (c.23)）に基づき、証拠等として法的手続で利用することを禁じられている。

(4) チャハル事件判決

Chahal v United Kingdom, (1996) 23 EHRR 413.
<<http://cmiskp.echr.coe.int/#!/tkp197/viewhbkkm.asp?action=open&table=285953B33D3AF94893DC49EF6600CEBD49&key=4427&sessionId=3482695&skin=hudoc-en&attachment=true>>

(5) derogation. 人権条約における人権保障規定の一部を、一定期間停止すること。以下の論文では、「免脱」という呼称が用いられている。

佐藤潤一「National Security による「外国人」の権利制限—イギリス1998年人権法の試練—」『専修大学社会科学研究所月報』487号, 2004.1, pp.22-45.

(6) 特別移民上訴委員会は、欧州人権裁判所における

チャハル裁判（前掲注(4)参照）において、原告をテロリストとして認定する証拠品を審理する内務省の諮問委員会が正式な裁判所に該当せず、これがために欧州人権条約第5条第4項（拘束の対象者が正式な裁判所の手続きに訴える権利を定める規定）に違反しているとの判断が下ったために、1997年設置されたものである。

- (7) 欧州人権条約は、1998年人権法（Human Rights Act 1998 (c.42)）によって、国内法化されている。
- (8) 具体的には、2001年命令は第4部の内、「外国籍のテロリスト容疑者」としてまとめられた第21条～第32条の規定を適用除外の明示の対象としている。
- (9) 2003年3月14日に発効した、2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法の第21条～第23条の継続に関する2003年命令（Anti-terrorism, Crime and Security Act 2001 [Continuance in force of sections 21 to 23] Order 2003 Statutory Instrument 2003 No. 691）及び2004年3月14日に発効した2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法の第21条～第23条の継続に関する2004年命令（Anti-terrorism, Crime and Security Act 2001 [Continuance in force of sections 21 to 23] Order 2003 Statutory Instrument 2004 No. 751）がこれに該当する。
- (10) 報道によって11人とされることもある。少なくとも保釈された者1名と未だ拘束中の者1名（精神病院に収容されている）は、精神病と診断されていることが報じられており、終わりの見えない無期限の拘束がもたらす悪影響が指摘されている。
- (11) 1998年人権法第12条の解釈では、第一次的立法とは議会制定法、国王大権を行使する枢密院令等を意味し、従位立法とは命令、規則等のほとんどの委任立法、国王大権を行使しない枢密院令等を意味する。
- (12) *A, X and Y, & Ors v Secretary of State for the Home Department*, [2002] EWCA Civ 1502, Case No: C/2002/1710, October 25, 2002.
<[http://www.hmcourts-service.gov.uk/j1378/\(1378\)%20A%20X%20and%20Y%20and%20ors%20-%20v%20-%20Secretary%20of%20State%20for%20the%20Home%20Department.htm](http://www.hmcourts-service.gov.uk/j1378/(1378)%20A%20X%20and%20Y%20and%20ors%20-%20v%20-%20Secretary%20of%20State%20for%20the%20Home%20Department.htm)>

- (13) 2005年憲法改革法（Constitutional Reform Act 2005 (c.4)）によって、新たに設置される連合王国最高裁判所（Supreme Court of the United Kingdom）に機能が移管されることが決定している。ただしその時期は、建物の整備が終わる2008年以降になると思われる。
- 岡久慶「憲法改革法案：司法権独立の強化」『外国の立法』222号，2004.11，pp.158-170. を参照。
- (14) Lord of Appeal in Ordinary。一般にはLaw Lord（法官貴族）と呼ばれる、上院の一代貴族。
- (15) *A (FC) and others (FC) (Appellants) v. Secretary of State for the Home Department (Respondent)*, [2004] UKHL 56 on appeal from [2002] EWCA Civ 1502, Dec. 16, 2004.
<<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200405/ldjudgmt/jd041216/a&others.pdf>>
- (16) Adam Tomkinson, “Reading of *A v Secretary of State for the Home Department*”, *Public Law*, Summer 2005, pp.259-266.
- (17) グアンタナモに拘束されたイギリス人によれば、イギリスの情報部に所属する職員が、直接容疑者の取調べに協力していたという。
- (18) *A & Ors, C and D v Secretary of State for the Home Department*, [2004] EWCA Civ 1123, Aug. 11, 2004.
<<http://www.bailii.org/ew/cases/EWCA/Civ/2004/1123.html>>
- (19) ただしチャールズ・クラーク内相が、拘束されていたテロリスト認定者に、自宅軟禁レベルの管理命令を課する意図を否定したとする報道もあった。
“No current need for house arrest, Clarke admits”, *Guardian*, February 23, 2005.
- (20) Privy Counsellor Review Committee, *Anti-terrorism, Crime and Security Act 2001 Review: Report*, HC 100, December, 2003.
<<http://security.homeoffice.gov.uk/news-and-publications1/publication-search/independent->

reviews/newton-committee-report-2003.
pdf?view=Binary>

- (21) *Counter-Terrorism Powers: Reconciling Security and Liberty in an Open Society A Discussion Paper*, CM 6147, February, 2004.

<<http://www.archive2.official-documents.co.uk/document/cm61/6147/6147.pdf>>

- (22) 具体的には、裁判所における手続が欧州人権条約第6条「公正な裁判を受ける権利」に従わなければならないとだけ定められている。

- (23) “Control order flaws exposed”, *Guardian*, March 24, 2005.

- (24) 特に明記されていない限り、この法律における裁判所とは、イングランド及びウェールズ、北アイルランドにおいては高等法院（High Court）、スコットランドにおいては民事上級裁判所外院（Outer House of the Court of Session）をいう。

- (25) Lord Chancellor. 大法官は、上院の議長職、イングランド及びウェールズにおける司法部門の長、司法行政権等を統括する閣僚として三権に跨る要職であったが、2005年憲法改革法によって、上院議長職

及び司法部門の長としての権限を失った。2005年憲法改革法の法案段階では、行政の職掌を憲法問題相に移管して、職自体が廃止されるところだったが、議会の反対で存置が決定し、憲法問題相と兼職することとなった。

- (26) “Dealing with traitors”, *Economist*, vol. 376, August 13, 2005, pp.12-13.

- (27) *Guardian Opinion Poll*

<<http://www.icmresearch.co.uk/reviews/2005/Guardian%20-%20Aug/OmGuardian-BPC-aug05-full.pdf>>

参考文献

- ・ Arabella Thorp, *The Prevention of Terrorism Bill*, (Research Papers 05/14) , House of Commons Library, 2005.

<<http://www.parliament.uk/commons/lib/research/rp2005/rp05-014.pdf>>

(2005年8月31日脱稿)

(おかひさ けい・海外立法情報課)

英国「2005年テロリズム防止法」

(法律第2号)

Prevention of Terrorism Act 2005

Chapter 2

岡久 慶 訳

目 次

管理命令

- 第1条 管理命令を定める権限
- 第2条 適用除外の明示を必要としない管理命令を定めること
- 第3条 適用除外の明示を必要としない管理命令を定めることについての裁判所の監督
- 第4条 適用除外の明示を必要とする管理命令を定める裁判所の権限
- 第5条 適用除外を必要とする管理命令までの逮捕及び勾留
- 第6条 適用除外の明示を必要とする管理命令の有効期間
- 第7条 命令の修正、通知及びその証明
- 第8条 管理命令発令後の犯罪調査
- 第9条 犯罪

上訴及びその他の手続

- 第10条 適用除外の明示を必要としない管理命令に関わる上訴
- 第11条 管理命令決定等に関わる管轄権及び上訴
- 第12条 有罪宣告に対する裁判所判断の影響

補遺

- 第13条 第1条～第9条の有効期間
- 第14条 報告及び審査
- 第15条 一般的解釈
- 第16条 その他補足的規定

附則 「本文第11条 管理命令手続等関連」

- 第1条 序
- 第2条 関連する権限の行使に適用する一般的な責

任

- 第3条 最初の権限の行使
- 第4条 裁判所規則を定める特別権限
- 第5条 管理対象者の匿名確保の申請
- 第6条 顧問の利用
- 第7条 管理命令手続における特別な代理人
- 第8条 裁判所命令の効力
- 第9条 証拠の傍受
- 第10条 高等法院女王座部における割当
- 第11条 附則の解釈

管理命令

第1条 管理命令を定める権限

- (1) この法律において、「管理命令」とは、個人に対する命令であって、公衆をテロリズムの危険から防護する目的のため、その者個人に義務を課するものをいう。
- (2) 個人に対して管理命令を発する権限は、次の者が行使する。
 - (a) 人権条約第5条に基づく個人の自由に対する権利と両立しない義務を課する命令を除き、主務大臣
 - (b) 適用除外の明示を必要とする義務又は適用除外の明示を必要とする義務を含む義務を課する命令に関しては、主務大臣の申請を受けた裁判所
- (3) 個人に対する管理命令によって課することのできる義務は、主務大臣又は（場合によっては）裁判所が、当該の個人のテロリズムに

関連した活動への関与を防止し、又は制限することに関係する目的のために必要と判断したあらゆる義務とする。

- (4) これらの義務は、特に、次のものを含むことができる。
- (a) 指定された物品若しくは物質の所持又は使用の禁止又は制限
 - (b) 指定されたサービス、施設の利用若しくは指定された活動遂行の禁止又は制限
 - (c) 仕事若しくはその他職業又は事業に関する制限
 - (d) 指定された者若しくはその他一般の者との交際又は連絡の制限
 - (e) 住居に関する又は住居を訪問できる者の制限
 - (f) 指定された日か時間に、指定された場所又は区域にいることの禁止
 - (g) 連合王国、連合王国の地方、連合王国内の場所又は区域への立入り若しくはその中での移動の禁止又は制限
 - (h) 命令により又は命令に基づいて課された他の義務に従わせることを確保するために、指定された者によって、指定された方法で与えられる指示により、24時間を超えない期間に渡って課せられた移動の禁止又は制限に従うことを求める要求
 - (i) 命令が禁止又は制限していることに関係する旅券又は所持品を、命令の有効期間指定された者に引渡すことを求める要求
 - (j) 住居その他、当該の個人が出入りを許可する権限を有する場所・施設への、指定された者の立入りを許可することを求める要求
 - (k) 命令により又は命令に基づいて課された義務が違反されたか、違反されているか、違反されようとしているかを確認する目的のために、指定された者に上記の場所・施設における搜索を許可することを求める要

求

- (1) 上記の目的又は命令が従われることを確保する目的のために、指定された者が上記の場所・施設で発見した物品を押収し、鑑識にかけ、命令の有効期間を超えない期間、保有することを許可することを求める要求
 - (m) 写真を撮影させるための要求
 - (n) 移動、通信その他の行動を、電子的なものを含む手段によって監視することに協力することを求める要求
 - (o) 指定された態様の要求に応じて、指定された者に情報を提供することを求める要求
 - (p) 指定された時間、場所において、指定された者に報告を行うことを求める要求
- (5) 管理命令による又は管理命令に基づく移動の禁止又は制限の権限は、特に、当該の個人に対し、(特定の期間内又は特定の時期又は常態として) 特定の場所又は区域に滞留することを求める権限を含む。
- (6) 第4項(n)号における、監視のための指定された手配への協力として言及されているものには、次のものを含む。
- (a) 手配によって要請された手続に服すること。
 - (b) 手配によって承認された、又は手配に則った器具を身につけ又は使用すること。
 - (c) 指定された方法で、当該の器具を維持すること。
 - (d) 手配の目的のために、職務を遂行する者によって、与えられた指示に従うこと。
- (7) 管理命令に基づいて、管理対象者が提供を要請される情報は、特に、当該の個人の移動その他の行動の計画についての事前情報を含む。
- (8) 管理命令は、指定された者が、禁止、制限又は要求に違反することに対して同意又は承認を与えなかったときに限り、命令により若しくは命令に基づいて課される禁止、制限又

は要求を適用するように定めることができる。

- (9) この法律の目的のために、テロリズムに関連した活動への関与とは、次に掲げるものを行い、当該のテロリズム活動が特定のテロリズム活動であるか、一般的なテロリズム活動であるかは重要でない。

- (a) テロリズム活動の実行、準備又は教唆
- (b) 前掲の行為の実行、準備又は教唆を円滑にし、円滑にすることを目的とした行為
- (c) 前掲の行為の実行、準備若しくは教唆を奨励するか、奨励することを目的とした行為
- (d) テロリズムに関連した行為に関与していることが知られている、又は関与していると信じられている者に支援又は援助を与える行為

- (10) この法律において、以下の規定に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。「適用除外の明示を必要とする義務 (derogating obligation)」とは、個人に課された義務であって次に該当するものをいう。

- (a) 人権条約第5条に基づく自由に対する権利と両立しないこと。
- (b) 前記規定にもかかわらず、適用除外の明示の目的のために、明示命令に定められた義務であること。

「適用除外の明示 (designated derogation)」とは、「1998年人権法 (Human Rights Act 1998 (c.42))」におけるものと同じ意味を有する(同法第14条第1項参照)。

「明示命令 (designation order)」とは、適用除外の明示に関連して、1998年人権法第14条第1項に基づいて、適用除外を明示する命令をいう。

第2条 適用除外の明示を必要としない管理命令を定めること

- (1) 主務大臣は、次のいずれの条件をも満たす

場合には、個人を対象とした管理命令を定めることができる。

- (a) 当該の個人が、テロリズムに関連した活動に関与している又は関与していたことがあると疑うに足る根拠があること。
 - (b) 当該の個人に対し義務を課する管理命令を定めることが、公衆をテロリズムの危険から防護する目的のために必要であると判断していること。
- (2) 主務大臣は、次のいずれの条件をも満たす場合には、裁判所によって定められた管理命令に現在勾留されている個人に対して、管理命令を定めることができる。
- (a) 裁判所が命令の破棄を決定した後であること。
 - (b) 主務大臣に、当該の個人に対して管理命令を定める権限を行使するかどうかを判断する機会を与えるため、破棄の発効が延期されていること。
- (3) 主務大臣によって定められた管理命令を、適用除外の明示を必要としない管理命令 (non-derogating control order) という。
- (4) 適用除外の明示を必要としない管理命令には、次の規定がいずれも適用される。
- (a) 定められて12月の期間、効力を有する。
 - (b) この条に則り、1度以上更新することができる。
- (5) 適用除外の明示を必要としない管理命令は、有効期間が終了する時を指定しなければならない。
- (6) 主務大臣は、次のいずれの条件をも満たす場合には、適用除外の明示を必要としない管理命令を更新し、12月の有効期間を定めることができる。
- (a) 管理対象者に義務を課する命令の効力を継続することが、公衆をテロリズムの危険から防護する目的のために必要であると判断していること。

- (b) 当該の個人のテロリズムに関連した活動への関与を防止し、又は制限することに関係する目的のために、更新された命令によって課せられる義務が必要と判断していること。
- (7) 主務大臣が適用除外の明示を必要としない管理命令を更新した場合、更新された12月の有効期間は、次のいずれかの早い方から開始するものとする。
 - (a) 更新がなければ命令が効力を失っていた時
 - (b) 更新後から7日の期間を経過した日の開始時間
- (8) 適用除外の明示を必要としない管理命令を更新する法律的文書は、更新によって定められた有効期間が終わる時を指定しなければならない。
- (9) 主務大臣が定めた管理命令によっていかなる義務を課することができるかを決定する目的のためには、義務によって防止され、又は制限されるテロリズムに関連した活動が、主務大臣が疑うに足る根拠があるとした問題に関連しているか否かは、重要ではないものとする。

第3条 適用除外の明示を必要としない管理命令を定めることについての裁判所の監督

- (1) 主務大臣は、次のいずれかの場合を除き、個人を対象としては適用除外の明示を必要としない管理命令を定めてはならない。
 - (a) 当該の個人に対して命令を定めるに足る根拠があると判断した後、裁判所に命令を定める許可を申請し、その許可を与えられていること。
 - (b) 主務大臣の見解では、事件の緊急性のため、当該の許可なしで命令を定める必要があるとする同大臣の声明を命令が含んでいること。

- (c) 命令が、「2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法 (Anti-Terrorism, Crime and Security Act 2001 (c.24))」第21条第1項に基づく認定が、命令の定められた時点で効力を有している個人に対して、2005年3月14日より前に発せられていること。
- (2) 主務大臣が、適用除外の明示を必要としない管理命令を個人に対して定める許可を申請した場合、申請の中で許可を求める命令の内容を説明しなければならず、さらに次の規定がいずれも適用される。
 - (a) 裁判所の職務は、命令を定めるに足る根拠があるとする主務大臣の判断が明らかに間違っていないかどうかを審理することである。
 - (b) 裁判所は、判断が明らかに間違っていると決定したのでない限り、許可を与えることができる。
 - (c) 許可を与えた場合、裁判所は、命令が定められてから実行可能な限り速やかに、同命令に関する審理を開く指示をしなければならない。
- (3) 主務大臣が、個人に対して、裁判所の許可なく適用除外の明示を必要としない管理命令を定めた場合、次の規定がいずれも適用される。
 - (a) 主務大臣は早急に同命令を裁判所に付託しなければならない。
 - (b) 同付託についての裁判所の職務は、同命令を定めることを決めた主務大臣の判断が明らかに間違っていないかどうかを審理することである。
- (4) 第3項(a)号に基づく付託についての裁判所による審理は、当該の管理命令が定められた日の後、7日以内に開始しなければならない。
- (5) 裁判所は、第1項(a)号に基づく許可の申請又は第3項(a)号に基づく付託に対して、次のいずれの状況においても審理することができる

- るが、この項は上記のような申請又は付託に関連して裁判所が定める裁判所規則が扱う事項を制限するものと解釈してはならない。
- (a) 当該の個人が欠席している。
 - (b) 当該の個人が、申請又は付託の事実について通知を受けていない。
 - (c) 当該の個人が、裁判所において、(申請又は付託の事実を知っている場合) 陳述の機会を与えられていない。
- (6) 第3項(a)号に基づく付託について、裁判所は次の規定に従わなければならない。
- (a) 管理対象者に対して適用除外の明示を必要としない管理命令を定める主務大臣の判断が、明らかに間違っていると決定した場合、同命令を破棄すること。
 - (b) 前号の判断が明らかに間違っているわけではないが、管理対象者に対して、同命令によって特定の義務を課する主務大臣の判断が、明らかに間違っていると決定した場合、当該の義務を破棄し、(これを踏まえた上で) 同命令を承認し、かつ承認された命令について審理を開く指示をすること。
 - (c) それ以外の場合においては、命令を承認し、かつ承認された命令について審理を開く指示をすること。
- (7) 第2項(c)号又は第6項(b)号若しくは(c)号に基づく指示は、裁判所が許可を与え、又は(場合によっては) 付託について決定を下した日から7日以内に、当該の個人が次のいずれかについて陳述を行うための手配を含んでいなければならない。
- (a) 既に定められた指示
 - (b) 追加の指示
- (8) 第3項(a)号に基づく付託について、裁判所は、第1項(b)号の目的のために命令に認定を含めるべきとする主務大臣の判断が間違っていると決定した場合、命令に含まれる認定を破棄することができる。
- (9) 裁判所は、管理対象者が第3項(a)号に関する判断について通知を受けることを保証しなければならない。
- (10) 第2項(c)号又は第6項(b)号若しくは(c)号に従った審理にあたって、裁判所の職務は、次に掲げる主務大臣の判断が明らかに間違っていないかどうかを審理することとする。
- (a) 命令を定めるために、第2条第1項(a)号及び(b)号の要件が満たされているとする判断
 - (b) 命令によって課された、それぞれの義務を課することについての判断
- (11) 次のことについて決定するにあたって、裁判所は司法審査の申請に適用される原理を適用しなければならない。
- (a) 第2項、第6項又は第8項の目的のために、間違っただけの判断を構成するもの
 - (b) 第10項において言及されていること。
- (12) 裁判所が、第2項(c)号又は第6項(b)号若しくは(c)号に基づく指示に従って開いた審理において、主務大臣の判断が間違っていると決定した場合、次に掲げる権限に限って行使できるものとする。
- (a) 命令を破棄する権限
 - (b) 命令によって課された1以上の義務を破棄する権限
 - (c) 主務大臣に、命令を破棄し又は命令が課する義務を修正する指示を与える権限
- (13) それ以外の場合はすべて、裁判所は管理命令の効力が継続すると決定しなければならない。
- (14) 管理対象者から要請があった場合、裁判所は第2項(c)号又は第6項(b)号若しくは(c)号に基づく指示に従った審理を停止しなければならない。
- 第4条 適用除外の明示を必要とする管理命令を定める裁判所の権限

- (1) 主務大臣が、個人に対して管理命令を定めるように裁判所に申請した場合、裁判所は次のことを義務づけられる。
 - (a) 適用除外の明示を必要とする義務、適用除外の明示を必要とする義務を含む義務を課する管理命令（適用除外の明示を必要とする管理命令 [derogating control order] という。）を定めるかどうかを決定するため、即座に予備審理を開くこと。
 - (b) もし裁判所が前掲の命令を個人に対して定める時は、命令（修正つきのものも修正のないものも）を承認するかどうかを決定するために正式審理を開くよう指示をすること。
- (2) 第1項(a)号に基づく予備審理は、次のいずれの状況においても開くことができるが、この項は、審理に関連して裁判所が定める裁判所規則が扱う事項を制限するものと解釈してはならない。
 - (a) 当該の個人が不在である。
 - (b) 当該の個人に、命令を求める申請について通知していない。
 - (c) 当該の個人が、裁判所において、（申請の事実を知っている場合の）陳述の機会を与えられていない。
- (3) 予備審理において、裁判所は次のように思われるとき、個人に対して管理命令を発することができる。
 - (a) 当該の個人がテロリズムに関連した活動に関与していること、又は関与していたことを証明するものとして、（反証がなければ）裁判所が信じるに足る資料があること。
 - (b) 当該の個人に義務を課することが、公衆をテロリズムの危険から防護する目的のために必要であると信じるに足る根拠があること。
 - (c) 人権条約第5条全部又は一部の適用除外が明示された公衆の緊急事態から危険が生

じ、又はそれに伴って危険が生じていること。

- (d) 信じるに足る合理的根拠があるべきとされる個人に課する義務が、適用除外の明示の目的のために明示命令に定められた義務であるか、当該の義務を含んだものであること。
- (4) 適用除外の明示を必要とする管理命令によって、次の時期の間に課することのできる義務は、第1条第3項に言及したように、裁判所が必要であると判断するに足る合理的根拠があるあらゆる義務を含むものとする。
 - (a) 命令が定められたとき。
 - (b) 裁判所によって承認するかどうかの最終判断が下されたとき。
- (5) 第1項(b)号に基づく正式審理において、裁判所は次のいずれかを行うことができる。
 - (a) 裁判所によって定められた管理命令を承認すること。
 - (b) 命令を取り消すこと。
裁判所は、命令を取り消した場合、（適当と考えたときは）命令が破棄されたものとしてこの法律が効力を有することとなるように指示することができる。
- (6) 管理命令を承認するにあたって、裁判所は次のことを行うことができる。
 - (a) 命令によって課された義務を修正すること。
 - (b) 裁判所によって行われた修正が、義務を取り除く場合、（適当と考えたときは）取り除かれた義務が破棄された場合と同様の効力をこの法律が有することとなるように指示すること。
- (7) 正式審理において、裁判所は次の場合に限る、管理命令を（修正つきのものも修正のないものも）承認することができる。
 - (a) 管理対象者が、テロリズムに関連した活動に関与しているか、関与していた可能性

が高いと判断していること。

- (b) 管理対象者に義務を課することが、公衆をテロリズムの危険から防護することに関係する目的のために必要であると判断していること。
 - (c) 前掲の危険が、人権条約第5条の全部若しくは一部の適用除外が明示された公衆の緊急事態から生じ、又は付随して生じたと、裁判所に思われること。
 - (d) 命令又は（場合によっては）修正された命令によって課される義務が、適用除外の明示の目的のために明示命令に定められた義務（derogating obligation）であるか、これらの義務を含むものであること。
- (8) 適用除外の明示を必要とする管理命令は、次の場合を除き、当該の命令が定められた日から起算して6月の期間の終わりに効力を失う。
- (a) 前もって取り消されていること（第1項(b)号に基づく審理においてか、この法律に基づく他の方法によるかを問わない）。
 - (b) 第6条に基づいて効力を失っていること。
 - (c) 更新されていること。
- (9) 裁判所は主務大臣の申請を受け、適用除外の明示を必要とする管理命令（修正があるものも、ないものも）を、次のいずれかの早い時から6月の期間、更新することができる。
- (a) 更新がなければ命令が効力を失っていた時
 - (b) 更新日の次の日から7日目の午前零時
- (10) 適用除外の明示を必要とする管理命令を更新する裁判所の権限は、裁判所が適当と考える都度行使することができる。ただし、その都度、次の条件が該当しなければならない。
- (a) 公衆をテロリズムの危険から防護することに関係する目的のために、管理対象者に対する適用除外の明示を必要とする管理命令の効力を継続することが必要であると、

裁判所が判断していること。

- (b) 前掲の危険が、人権条約第5条の全部若しくは一部の適用除外が明示された公衆の緊急事態から生じている、又は付随して生じたと、裁判所に思われること。
 - (c) 効力を継続することが必要であると裁判所が判断する適用除外の明示を必要とする義務が、適用除外の明示の目的のために明示命令に継続して定められている義務であること。
 - (d) 当該の個人のテロリズムに関連した活動への関与を防止し、制限する目的のために、更新された命令によって課せられる義務が必要であると、裁判所が判断していること。
- (11) 適用除外の明示を必要とする管理命令の更新の申請に当たって、裁判所に次のように思われるとき、裁判所は（一度又は複数の機会に）手続の終了結審まで効力を保持させる目的のために、命令が効力を有する期間を延長することができる。
- (a) 更新されなければ命令がその効力を失うこととなる時まで、この申請による手続が完了する見込みがないこと。
 - (b) 前号の理由が、主務大臣の側に申請を行うに当たって、又は申請の行為において、不当な遅延があったことに起因するものでないこと。
- (12) 裁判所が第11項の権限を行使し、その後当該の命令を更新した場合、更新の有効期間は、同項がなければ命令が効力を失うこととされた時から開始するものとする。
- (13) 裁判所が定めた管理命令によって、いかなる義務を課することができるかを決定する目的のためには、義務によって防止され又は制限されるべきテロリズムに関連した活動への関与が、第3項(a)号又は第7項(a)号の要件が満たされる問題に関連しているか否かは、重要ではないものとする。

第5条 適用除外を必要とする管理命令までの
逮捕及び勾留

- (1) 警察官は、次のいずれの規定にも該当する場合において個人を逮捕し、勾留することができる。
 - (a) 主務大臣が、適用除外の明示を必要とする管理命令を、個人に対して発するように裁判所に申請していること。
 - (b) 当該の個人を逮捕し、勾留することが、命令が定められた場合にそのものがその命令について通知を受けられることを保証するため必要であると警察官が判断していること。
- (2) この条に基づいて個人を逮捕した警察官は、逮捕後可及的速やかに、当該の個人を最も適正と判断する指定の場所に連行しなければならない。
- (3) この条に基づく指定された場所に連行された個人は、逮捕されてから48時間が経過するまでの間、その場で勾留されうる。
- (4) 当該の個人に対して定められた適用除外の明示を必要とする管理命令について、当該の個人が通知を受けることを保証するために裁判所が必要と判断した場合、逮捕されてから48時間の間に、この条に基づいて当該の個人を勾留することのできる期間を、48時間を超えない範囲で延長することができる。
- (5) 次の規定に該当する時より後には、個人を勾留することはできない。
 - (a) 当該の個人が、適用除外の明示を必要とする管理命令によって、勾留されることとなった時
 - (b) 裁判所がその申請を棄却した時
- (6) 連合王国内の一地方において、警察官の権限を有する者は、この条に基づいて、当該の地方又は連合王国のその他の地方において、逮捕の権限を行使することができる。
- (7) この条に基づいて逮捕された個人には、以

下の規定のいずれをも適用する。ただし(b)号は第8項を条件として効力を有する。

- (a) 勾留されている期間を通して、法的監視下に置かれているものとみなす。
- (b) 指定された場所に連行された後は、次のようにみなす。
 - (i) イングランド及びウェールズにおいては、1984年警察及び刑事証拠法 (Police and Criminal Evidence Act 1984 (c.60)) の目的のために、警察に勾留されている。
 - (ii) 北アイルランドにおいては、1984年警察及び刑事証拠 (北アイルランド) 命令 (Police and Criminal Evidence [Northern Ireland] Order 1989 [S.I. 1989/1341 (N.I. 12)]) の目的のために、警察に勾留されている。
- (8) 「2000年テロリズム法 (Terrorism Act 2000 (c. 11))」附則第8の第1条第6項、第2条、第6条から第9条まで、及び第16条から第19条までの規定 (この法律の第41条に基づいて勾留された者に関する権限と安全措置) は、次に掲げる修正を加えた上で、同法第41条に基づいて勾留された者と同様に、この条に基づいて勾留された個人にも適用する。
 - (a) 第2条第2項(b)号から(d)号までの規定 (主務大臣に指定された者、刑務官及び取調べ担当官に権限を付与する) を省略すること。
 - (b) 第8条第2項、第5項及び第5A項の規定 (イングランド及びウェールズ又は北アイルランドにおける権限行使の延期) を省略すること。
 - (c) 第16条第9項、第17条第4項及び第4A項 (スコットランドに関して前掲のものと類似した規定を設ける) を省略すること。
- (9) 次のいずれの条件にも合致する場合は、その場合に限り、この条に基づいて個人を勾留する権限は、人権条約第5条に基づく自由に

対する権利と両立しない態様により当該の個人を勾留する権限を含むものとする。

- (a) この条に基づく個人の勾留について、適用除外の明示を必要とする管理命令の申請を行うことに関する適用除外の明示があること。
 - (b) 申請のあった命令を定める権限に関連した適用除外及び明示された適用除外が、同一の公衆の緊急事態についても明示されていること。
- (10) この条において、「指定された場所」とは、2000年テロリズム法附則第8の第1条第1項に基づき、主務大臣が同法第41条に基づいて人を勾留することができる場所として指定した場所をいう。

第6条 適用除外の明示を必要とする管理命令の有効期間

- (1) 適用除外の明示を必要とする管理命令は、以下の条件を満たした時に限って効力を有するものとする。
 - (a) 関連する適用除外が当該の時に効力を有していること。
 - (b) 当該の時が、後掲の時の後から12月を超えていないこと。
 - (i) 1998年人権法 (Human Rights Act 1998 (c.42)) 第14条第1項に基づいて、適用除外を明示する命令が定められた時
 - (ii) 前掲の適用除外に関連して、適用除外の明示を必要とする義務を課する権限を継続して有することが必要と宣言する命令を、主務大臣が定めた時
- (2) 第1項(b)号 ii の目的のための宣言を内容とする命令を定める主務大臣の権限は、委任立法により定める。
- (3) 主務大臣は、草案を議会各院に提出し、各院の決議によって承認されない限り、前掲の宣言を内容とする命令を定めることができな

い。

- (4) 第3項は、緊急の理由により、同項が必要とする承認抜きで命令を定めるべきとする声明を内容とする命令に対しては、適用しない。
- (5) 当該の声明を内容とする、この条に基づく命令は、次の規定に従う。
 - (a) この命令は、定められた後、議会に提出しなければならない。
 - (b) この命令は、定められた日から40日の内に、各院の決議によって承認されない限り、当該期間の終了時に効力を失う。
- (6) 第5項に則り命令が効力を失う場合、次の規定が適用される。
 - (a) 命令が効力を失う前に命令に依拠して行われたことに、影響を及ぼさない。
 - (b) 主務大臣が、第1項(b)号(ii)の目的のために、同じ、又は類似の効力を有する新しい命令を定める、いかなる権限を行使することも妨げない。
- (7) この条において、以下の規定に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。

「40日 (40 days)」とは、委任立法法 (Statutory Instruments Act 1946 (c.36)) 第7条第1項により定められた方法により算出された40日をいう。

「関連する適用除外 (relevant derogation)」とは、適用除外の明示を必要とする管理命令に関連して、当該の命令が課する適用除外の明示を必要とする義務が課されたことについて参照される適用除外の明示をいう。

第7条 命令の修正、通知及びその証明

- (1) 適用除外の明示を必要としない管理命令の有効期間において、管理対象者が、命令に影響を及ぼす状況の変化があったと判断した場合、当該の者は主務大臣に次の申請を行うことができ、主務大臣はこれを審理することを義務づけられる。

- (a) 命令を取り消すこと。
- (b) 命令によって課された義務を修正すること。
- (2) 主務大臣はいかなる時においても（管理対象者からの申請に応えるものか否かにかかわらず）、次のことを行うことができる。
 - (a) 適用除外の明示を必要としない管理命令を破棄すること。
 - (b) 当該の命令によって課された義務を緩和するか、取り除くかすること。
 - (c) 管理対象者との同意に基づいて、当該の命令によって課された義務を修正すること。
 - (d) 当該の命令によって課された義務に対して、当該の個人のテロリズムに関連した活動への関与を防止し、又は制限することに関係する目的のために必要と判断したあらゆる修正を加えること。
- (3) 主務大臣は、管理命令によって課された義務に対して、適用除外の明示を必要としない管理命令が適用除外の明示を必要とする管理命令に代わる効力を有する修正を加えることはできない。
- (4) 適用除外の明示を必要とする管理命令の破棄又は当該の命令によって課された義務の修正を求める申請を、次の者はいつでも裁判所に申請することができる。
 - (a) 主務大臣
 - (b) 管理対象者
- (5) これらの申請があった場合、裁判所は次のいずれかに該当するときに限って、適用除外の明示を必要とする管理命令によって課された義務を修正することができる。
 - (a) 当該の修正が主として当該の命令によって課された義務の除去又は緩和である場合
 - (b) 管理対象者と主務大臣の間で、修正に関して合意がある場合
 - (c) 修正が、管理対象者のテロリズムに関連した活動への関与を防止し、又は制限する

- ことに関係する目的のために必要なものであると、裁判所が判断したものである場合
- (6) 裁判所は、次のいずれにも該当するときに除いて、適用除外の明示を必要とする管理命令によって課された義務を修正することにより、適用除外の明示を必要とする義務を課することはできない。
 - (a) 当該の修正が、公衆をテロリズムの危険から防護する目的のために、必要であると裁判所が判断しているとき。
 - (b) 前掲の危険が、適用除外の明示が効力を有する根拠とされた、公衆の緊急事態から生じ、又は付随していると、裁判所に思われること。
- (7) 裁判所は、いつでも、適用除外の明示を必要とする管理命令を修正し、それによってこれ以降適用除外の明示を必要とする義務を課さないようにすることを決定した場合は、その命令を取り消さなければならない。
- (8) 管理対象者は、命令、更新、修正の条件を定めた通知を直接受け取ったときに限り、次のものに束縛されることとする。
 - (a) 管理命令
 - (b) 管理命令の更新
 - (c) 第2項(d)号又は第5項(c)号による修正
- (9) 管理対象者に、第8条に基づく通知を渡す目的のために、警察官又は当該の目的のために主務大臣に授権された者は、（必要とあれば強制的に）次のいずれのことも行うことができる。
 - (a) 当該の者がいると信じるに足る根拠のある場所・施設に立ち入ること。
 - (b) 前号の場所で当該の者を探すこと。
- (10) 主務大臣が管理命令を取り消すか、第2項(d)号又は(c)号の定めるところに従い修正する場合、次の規定が適用される。
 - (a) 管理命令対象者に、取消し又は修正を通知しなければならない。

(b) 通知は、取消し又は修正が効力を生じる時を定めなければならない。

(11) 管理命令及びその更新、取消し若しくは修正は、主務大臣又は裁判所によって、次のものの原本であると認定された書類によって、証明することができる。ただし、それ以外の手段による管理命令の証明、又は管理命令の更新、取消し若しくは修正の証明を妨げるものではない。

(a) 命令

(b) 更新、取消し又は修正の証拠書類

第8条 管理命令発令後の犯罪調査

(1) この条は、主務大臣に次のように思われるとき、適用される。

(a) ある個人に疑いのある、テロリズムに関連した活動への関与行為に、テロリズムに関連した犯罪の実行が含まれていた可能性があること。

(b) 前号の犯罪実行行為が、警察隊に捜査されているか、捜査対象となるものであること。

(2) 主務大臣は、当該の個人に管理命令を定め、又は命令の許可を申請する前に、当該の個人をテロリズムに関連した犯罪を犯した廉で訴追するために現実的に利用することができる証拠が入手可能か否かについて、警察本部長と協議しなければならない。

(3) 当該の個人に管理命令を定めたとき、主務大臣は、警察隊の警察本部長に、管理命令が定められ、第4項が適用されることを伝えなければならない。

(4) 前号のとき、警察本部長は、当該の者をテロリズムに関連した犯罪を犯した廉により訴追することを念頭において、管理命令の有効期間を通じてその行為の調査を検討下に置く義務を課される。

(5) 警察本部長は、この条の定めるところに従

い職務を遂行するにあたって、第4項に基づく義務の遂行に関して、適切と判断する範囲内に限って、関連する検察当局と協議しなければならない。

(6) 第5項の要件は、この法律が成立する前に全面的又は部分的に行われた協議によっても満たすことができる。

(7) この条において、以下の規定に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。「警察本部長 (chief officer)」とは、次のものをいう。

(a) イングランド及びウェールズにおける警察管轄地のために維持される警察隊に関連しては、警察隊の警察本部長 (chief officer)

(b) 1967年警察 (スコットランド) 法 (Police Act 1967 (c.77)) に基づき維持される警察隊に関連して、警察本部長 (chief constable)

(c) 北アイルランド警察 (Police Service of Northern Ireland) に関連して、警察本部長 (Chief Constable)

(d) 重大組織犯罪対策機構 (Serious Organised Crime Agency) に関連して、機構の長 (Director General)

(e) スコットランド麻薬取締局 (Scottish Drug Enforcement Agency) に関連して、局長 (Director)

「警察隊 (police force)」とは、次のものをいう。

(a) イングランド及びウェールズの警察管轄地のために維持される警察隊

(b) 1967年警察 (スコットランド) 法に基づき維持される警察隊

(c) 北アイルランド警察

(d) 重大組織犯罪対策機構

(e) スコットランド麻薬取締局

「関連する検察当局 (relevant prosecuting

authority)」とは、次のものをいう。

- (a) イングランド及びウェールズで訴追される見込みの高い犯罪に関しては、検察局長 (Director of Public Prosecutions)
 - (b) スコットランドで訴追される見込みの高い犯罪に関しては、所管の検察官 (procurator fiscal)
 - (c) 北アイルランドで訴追される見込みの高い犯罪に関しては、北アイルランド検察局長 (Director of Public Prosecutions for Northern Ireland)
- (8) 重大組織犯罪対策機構が職務遂行を開始する前においては、この条は次の前提の下に効力を有するものとする。
- (a) 国家犯罪対策局を警察隊とする。
 - (b) 国家犯罪対策局に関連して、警察本部長に関する言及は、その局長 (Director General) に関する言及とする。
- (9) 第7項において、以下の規定に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。
- 「スコットランド麻薬取締局」とは、1967年警察 (スコットランド) 法第36条第1項(a)号(ii)に基づいて設置された組織をいう。
- 同局の「局長」とは、(1967年法の第38条第5項に定義されたように) 中央サービスに従事する者であり、当分の間、スコットランド大臣が同局の職務の遂行に当たり実施される活動に関連して管理権を行使するために任命する。

第9条 犯罪

- (1) 正当な理由なく管理命令によって課された義務に違反した者を、有罪とする。
- (2) 次のいずれにも該当する者は、有罪とする。
 - (a) 連合王国を出国する時点で、当該の者を束縛している管理命令が、連合王国に入国するときは常に、同人が当該の命令下にあり又あったことを、指定された者に報告す

ることを同人に義務づけていること。

- (b) 当該の者が、前掲の命令が効力を失った後で連合王国に再入国すること。
 - (c) 連合王国に再入国した時期が、命令が効力を有していた時に出国した後に、初めて入国をした時であること。
 - (d) 当該の時に、正当な理由なく、指定された者に、命令で要求された態様により報告しなかったこと。
- (3) 第7条第9項によって付与された権限を行使する者を、意図的に妨害する者は有罪とする。
- (4) 第1項および第2項に基づき有罪とされた者には、次の罰を科する。
- (a) 正式起訴による有罪宣告によって、5年以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科
 - (b) イングランド及びウェールズにおける略式起訴による有罪宣告によって、12月以下の拘禁刑若しくは法定額以下の罰金又はその併科
 - (c) スコットランド又は北アイルランドにおける略式起訴による有罪宣告によって、6月以下の拘禁刑若しくは法定額以下の罰金又はその併科
- (5) 2003年刑事司法法 (Criminal Justice Act 2003 (c.44)) 第154条第1項の施行の前に犯された罪に関しては、第4項(b)号の12月とあるのは6月と読み替える。
- (6) 第1項又は第2項に基づいて、裁判所において有罪が宣告されたとき、裁判所は、当該の犯罪に関して、次に掲げるものを定めることができない。
- (a) 2000年刑事裁判所権限 (量刑) 法 (Powers of Criminal Courts [Sentencing] Act 2000 (c.6)) 第12条第1項(b)号に基づく命令 (条件付釈放)
 - (b) 1995年刑事手続 (スコットランド) 法 (Criminal Procedure [Scotland] Act

- 1995 (c. 46)) 第228条第1項に基づく命令
(仮釈放命令)
- (c) 1996年刑事司法(北アイルランド)命令
第4条第1項(b)号に基づく命令(北アイル
ランドにおける条件付釈放)
- (7) 第3項に基づき有罪とされた者には、次の
罰を科する。
- (a) イングランド及びウェールズにおける略
式起訴による有罪宣告によって、51週以下
の拘禁刑若しくは罰金基準表5級(5000ポ
ンド)以下の罰金又はその併科
- (b) スコットランド又は北アイルランドにお
ける略式起訴による有罪宣告によって、6
月以下の拘禁刑若しくは罰金基準表5級以
下の罰金又はその併科
- (8) 2003年刑事司法法(Criminal Justice Act
2003 (c.44)) 第281条第5項の施行に先立っ
て犯された罪に関しては、第7項(a)号の51週
とあるのは6月と読み替える。
- (9) 1984年警察及び刑事証拠法(Police and
Criminal Evidence Act 1984 (c.60)) 附則1A
の末尾に、次のものを挿入する。
「第27A 2005年テロリズム防止法
2005年テロリズム防止法第9条第3項に基づ
く犯罪」
- (10) 1984年警察及び刑事証拠法(北アイルラン
ド)命令(Police and Criminal Evidence
[Northern Ireland] Order 1989 [S.I.
1989/1341 (N.I.12)]) 第26条第2項の末尾に、
次のものを挿入する。
「(o) 2005年テロリズム防止法第9条第3
項に基づく犯罪」

上訴及びその他の手続

第10条 適用除外の明示を必要としない管理命
令に関わる上訴

- (1) 次のいずれかに該当する場合、管理対象者
は命令の更新又は修正を不服として裁判所に

上訴することができる。

- (a) 適用除外の明示を必要としない管理命令
が更新された場合
- (b) 前号の命令によって課された義務が、管
理対象者の同意なく修正された場合
- (2) 修正を伴う更新を不服とする上訴の場合、
上訴は修正の一部又は全てのいずれをも対象
とすることができる。
- (3) 管理対象者が、主務大臣に対して次のいず
れかのことを申請した場合、その者は、主務
大臣の申請に対する判断を不服として、裁判
所に上訴することができる。
- (a) 適用除外の明示を必要としない管理命令
の破棄
- (b) 前掲の命令によって課された義務の修正
- (4) 適用除外の明示を必要としない管理命令の
更新を不服とする上訴又は当該の命令を破棄
しないとする判断を不服とする上訴に関する
裁判所の職務は、主務大臣による、次のいず
れか又は両方の決定に間違いがあるか否かを
決定することとする。
- (a) 管理対象者に対して義務を課する命令が
継続して有効であることが、公衆をテロリ
ズムの危険から防護する目的のために必要
であるとする判断
- (b) 更新された命令によって課された義務又
は(場合によっては)破棄の申請が関連す
る命令によって課された義務が、当該の個
人のテロリズムに関連した活動への関与を
防止し、又は制限することに関係する目的
のために必要であるとする判断
- (5) 適用除外の明示を必要としない管理命令の
修正(更新によるものか否かにかかわらず)
を不服とする上訴又は当該の命令を修正し
ないとする判断を不服とする上訴に関する裁判
所の職務は、主務大臣による、次のいずれか
又は両方の決定に間違いがあるか否かを決定
することとする。

- (a) 修正を不服とする上訴の場合、当該の個人のテロリズムに関連した活動への関与を防止し、又は制限することに関係する目的のために修正が必要であるとする判断
- (b) 義務の修正の申請に対する判断を不服とする上訴の場合、当該の義務が、前掲の目的のために継続して必要であるとする判断
- (6) 第4項及び第5項に掲げた事項を決定するにあたって、裁判所は、司法審査の申請に適用される原理を適用しなければならない。
- (7) 裁判所が、この条に基づく上訴に関して、主務大臣の判断に間違いがあると決定した場合、次の権限に限って行使することができる。
 - (a) 命令の更新を取り消す権限
 - (b) 命令によって課された一又は複数の義務を取り消す権限
 - (c) 主務大臣に命令を取り消させる、又は命令によって課された義務を修正させる指示を与える権限
- (8) それ以外の場合においては、裁判所は上訴を棄却しなければならない。

第11条 管理命令決定等に関わる管轄権及び上訴

- (1) 管理命令決定及び適用除外に関する問題は、次に掲げるものを除くいかなる法的手続においても問題とされない。
 - (a) 裁判所における法的手続
 - (b) 前掲の手続からの上訴に関する手続
- (2) 裁判所は、全体的に又は部分的に、管理命令の判断又は適用除外の問題を問う手続に関連して、1998年人権法（Human Rights Act 1998 (c.42)）第7条の目的のための適正な審判所とする。
- (3) 法律の問題に関する上訴を除き、管理命令手続における裁判所の決定を不服として、上訴することはできない。
- (4) 主務大臣以外の者は、次に掲げることに関

するいかなる決定についても、これを不服として上訴することはできない。

- (a) 第3条第1項(a)号に基づく許可の申請
- (b) 第3条第3項(a)号に基づく付託
- (5) この法律の附則（管理命令手続及び当該手続からの上訴の手続に関連する規定及びその目的のための規定を定める）は効力を有する。
- (6) この法律において、「管理命令手続（control order proceedings）」とは次のものをいう。
 - (a) 第3条第1項(a)号に基づく許可の申請に関する手続
 - (b) 第3条第3項(a)号に基づく付託に関する手続
 - (c) 第3条第2項(c)号又は第6項(b)号若しくは(c)号に基づく指示に従った審理に関する手続
 - (d) 人が適用除外の明示を必要とする管理命令の発令、更新、修正又は破棄を求めてする裁判所への申請に関する手続
 - (e) 第5条に基づく個人の勾留の期間を延長する申請に関する手続
 - (f) 適用除外の明示を必要とする管理命令を承認するか否かを決定するための審理の手続又はそれに関連した手続
 - (g) 第10条に基づく上訴に関する手続
 - (h) 第2項の定めるところに従う裁判所における手続
 - (i) その他管理命令決定、適用除外の問題、第5条に基づく個人の逮捕又勾留について争う、裁判所における手続
 - (j) この法律の附則第5条第1項に基づく裁判所規則の定めるところによる申請（管理命令対象者の匿名守秘を要請する命令の申請）の手続
- (7) この条において、「管理命令決定（control order decision）」とは次のものをいう。
 - (a) 第1条から第8条までの規定に基づく、主務大臣の権限若しくは義務の行使又は遂

行にあたって、又はこれらの権限若しくは義務の行使又は遂行目的のために、又はそれらに関連して主務大臣が下した決定

- (b) 管理命令によって課された義務の目的のために、その他の者が指示、同意、承認又は要求を行うための決定
 - (c) 誰もが前号の指示、同意、承認又は要求を行う権限を行使する目的のために、又はそれに関連して下した決定
- (8) この条において、「適用除外の問題」とは、次のいずれかのものをいう。
- (a) 管理命令によって課された義務又はこの法律の第5条に基づく逮捕若しくは勾留の結果として、人権条約第5条に基づく個人の自由への権利を侵害することに関連した、連合王国の人権条約の適用除外
 - (b) 1998年人権法第14条第1項に基づく、前号の適用除外の明示

第12条 有罪宣告に対する裁判所判断の影響

- (1) この条は、次の場合に適用する。
- (a) 管理命令、管理命令の更新又は管理命令によって課された義務が、管理命令手続において、又はそれらの手続の決定から生じる上訴において、裁判所により破棄されたとき。
 - (b) 前号の破棄の前に、個人が第9条第1項又は第2項の定めるところにより有罪宣告を受けているが、その裁判手続の前に当該の管理命令、管理命令の更新又は、管理命令によって課された義務が取り消されていれば、有罪宣告を受けることはなかったとき。
- (2) 有罪宣告を受けた者は、規定に従い上訴することができる。
- (a) イングランド及びウェールズにおける、正式起訴による有罪宣告に関しては、控訴院 (Court of Appeal)

- (b) スコットランドにおける正式起訴又は略式起訴による有罪宣告に関しては、刑事上級裁判所 (High Court of Justiciary)
 - (c) イングランド及びウェールズにおける略式起訴による有罪宣告に関しては、刑事法院 (Crown Court)
 - (d) 北アイルランドにおける略式起訴による有罪宣告に関しては、県裁判所 (county court)
- (3) この条に基づくいかなる裁判所への上訴においても、裁判所は上訴を認め、有罪宣告を取り消さなければならない。
- (4) 正式起訴による有罪宣告を不服とする、この条に基づく、控訴院への上訴は、以下の規定に従う。
- (a) 上訴人は、有罪宣告を不服としてすでに上訴を行ったことがあるか否かにかかわらず行うことができる。
 - (b) 命令、更新又は義務が取り消された日から28日を超える期間が経過した後に提訴することはできない。
 - (c) 1968年刑事上訴法 (Criminal Appeal Act 1968 (c.19)) 第1条又は北アイルランドにおいては1980年刑事上訴 (北アイルランド) 法 (Criminal Appeal [Northern Ireland] Act 1980 (c.47)) 第1条に基づく上訴として扱われるが、いずれの場合も許可を得る必要がない。^(注1)
- (5) 正式起訴による有罪宣告を不服とする、この条に基づく、刑事上級裁判所への上訴は、次の規定に従う。
- (a) 上訴人が、有罪宣告を不服としてすでに上訴を行ったことがあるか否かにかかわらず行うことができる。
 - (b) 命令、更新又は義務が取り消された日から、2週を超える期間が経過した後に提訴することはできない。
 - (c) 1995年刑事手続 (スコットランド) 法

(Criminal Proceedings [Scotland] Act 1995 (c.46)) 第106条(c.47) 第1条に基づく上訴として扱われ、許可を得たものとして扱う。

- (6) 略式起訴による有罪宣告を不服とする、この条に基づく、刑事上級裁判所への上訴は、次の規定に従う。
 - (a) 上訴人が、有罪宣告を認めたか否かにかかわらず行うことができる。
 - (b) 上訴人が、有罪宣告を不服として以前に上訴を行ったことがあるか否かにかかわらず行うことができる。
 - (c) 命令、更新又は義務が取り消された日から、2週を超える期間が経過した後提訴することはできない。
 - (d) 上訴文によって提出し、これによって上訴の根拠を説明しなければならない。
 - (e) 1995年刑事手続（スコットランド）法第10部に基づく上訴として扱われ、許可を得たものとして扱われる。
 - (f) 刑事上級裁判所が、手続規則（Act of Adjournal）によって、決定する手続に従ったもので行わなければならない。
- (7) 略式起訴による有罪宣告を不服とする、この条に基づく、刑事法院又は北アイルランドの県裁判所への上訴は、次の規定に従う。
 - (a) 上訴人が、有罪宣告を認めたか否かにかかわらず行うことができる。
 - (b) 上訴人が、有罪宣告を不服として以前に上訴を行ったことがあるか否か、又は、1980年治安判事裁判所法（Magistrates' Courts Act 1980 (c.43)）第111条若しくは1981年治安判事裁判所（北アイルランド）命令（Magistrates' Courts (Northern Ireland) Order 1981 [S.I. 1981/1675 (N.I.26)]] 第146条（合意事実記載書）に基づく有罪宣告に関して申請を行ったか否かにかかわらず、行うことができる。

(c) 命令、更新又は義務が取り消された日から、21日を超える期間が経過した後には提訴することはできない。

(d) 前掲1980年法第108条第1項(b)号、又は北アイルランドにおいては、前掲1981年命令第140条第1項(b)号に基づく上訴として扱われる。

(8) 1988年刑事司法法（Criminal Justice Act 1988 (c.33)）第133条第5項(c)号の後に、次の号を挿入する。

「(d) 又は2005年テロリズム防止法第12条に基づく上訴」

補遺

第13条 第1条～第9条の有効期間

- (1) この条により別段の定めがない限り、第1条から第9条までの規定は、この法律が成立した日から起算して、12月の期間が終了した時に失効する。
- (2) 主務大臣は委任立法による命令により、以下のことを行うことができる。
 - (a) 第1条から第9条までの規定を廃止すること。
 - (b) 時期を問わず、1年以内の期間において、これらの条を再施行すること。
 - (c) これらの条が次の規定に従ったものであること。
 - (i) 別段の定めにより、第1項に基づき、又はこの項に基づく命令に従い無効となるときであっても、無効とならない。
 - (ii) 前号の時から、1年を超えない期間内で、引き続き効力を有する。
- (3) この条に基づく命令を定める前に、主務大臣は次の者と協議しなければならない。
 - (a) 第14条第2項の目的のために任命された者
 - (b) 情報機関委員（Intelligence Services Commissioner）^(注2)

- (c) 情報部 (Security Service) の部長
- (4) 主務大臣は、草案を議会各院に提出し、各院の決議によって承認されない限り、この条に基づく命令を定めることができない。
- (5) 第4項は、緊急の理由から、第4項により要求される承認を経ることなく命令を定める必要があるとする、主務大臣の宣言を内容とする命令に関しては、適用しないものとする。
- (6) 前号の宣言を内容とする命令に関しては、次の規定に従う。
 - (a) 命令が定められた後、議会に提出されなければならない。
 - (b) 命令が定められた日から起算して40日の期間が終了する前に、各院の決議によって承認されない限り、当該の期間の終了時に効力を失う。
- (7) 命令が第6項に従い効力を失うとき、次の事項は適用しないものとする。
 - (a) その命令に依拠してその前に行われたことに影響を及ぼすこと。
 - (b) 同一又は類似の効力を有する新しい命令を定めることを阻止すること。
- (8) この条の定めるところに従い、第1条から第9条が失効し、又は廃止されたいいついかなるときでも、次のことを阻止し、又は影響を及ぼさない。ただし主務大臣の認定、管理命令若しくは管理命令によって課された義務を取り消し、又は取り消されたものとして扱うか否かを決定する目的のためである限りにおいて、この項の定めるところに従い手続は、開始され又は継続される。
 - (a) 前掲の期間終了の前に、第3条第3項(a)号に基づいて提出された付託についての裁判所の審理
 - (b) 前掲の期間終了の後に、第3条第2項(c)号、第6条(b)号又は(c)号に基づく指示に従った、審理の開始又は継続
 - (c) 前掲の期間終了の後に、適用除外の明示

- を必要とする管理命令（修正つきのものも修正のないものも）を確定するか否かを決定するために開かれ、又は継続される審理
- (d) 前掲の期間の終了後に、この項の(a)号から(c)号までに言及された手続における決定に関連して、上訴又は再上訴を行うか、継続すること。
- (9) この法律において、管理命令が効力を有し、又は更新される期間に関するどの規定も、当該の命令が定められ、又は最後に更新されるにあたって元となった規定がこの条の定めるところに従い失効し、又は廃止された後に、当該の命令が効力を有し続けることを可能とするものではない。
- (10) 第6項において、「40日」とは、1946年委任立法法 (Statutory Instruments Act 1946 (c.36)) 第7条第1項に定められるところに従い計算された40日をいう。

第14条 報告及び審査

- (1) 主務大臣は、関連する3月の各期間の終わり毎に、適正に実行可能な限り速やかに、次のことを行わなければならない。
 - (a) 当該の期間における、管理命令の権限の行使についての報告書を準備すること。
 - (b) 議会に前号の報告書を提出すること。
- (2) 主務大臣は、この法律の運用の審査に当たる者1名を、任命しなければならない。
- (3) 前号の任命された者は、次に掲げる期間の終わりに適正に実行可能な限り速やかに、当該期間における法律の運用に関する審査を実行しなければならない。
 - (a) この法律が成立した日から起算して9月の期間
 - (b) 前号に掲げられた期間が終了する第1周年最初のとき若しくはその後に続く年周期で終わる12月ごとの期間であって、その全部又は一部を通じてこの法律の第1条から

第9条が効力を有している期間

- (4) この条に基づく審査を行う者は、審査を行った後、適正に実行可能な限り速やかに、主務大臣にその結果についての報告書を提出しなければならない。
- (5) 報告書は、次のことに関する、審査を行う者の意見を内容としなければならない。
 - (a) テロリズムに関連した法律を改正する、主務大臣によるあらゆる提案が、この法律の運用に対して与える影響
 - (b) 主務大臣が、第3条第1項(b)号の定めるところにより、緊急の事態において裁判所の許可なく適用除外の明示を必要としない管理命令を定める同大臣の権限を、主務大臣が利用した度合い（もし事例があれば）
- (6) 第4項に基づく報告書を受け取った主務大臣は、その写し一部を議会に提出しなければならない。
- (7) 主務大臣は審査を行うため任命された者の必要経費を支給することができ、また、主務大臣が決定した額の手当を支給することができる。
- (8) この条において、以下の規定に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。
 - 「管理命令の権限 (control order power)」とは、次のものをいう。
 - (a) この法律に基づいて、管理命令を定めること、更新、修正又は取消しを行う主務大臣の権限
 - (b) 裁判所に、管理命令を定めること、更新、破棄、又は修正を申請する主務大臣の権限
 - 「関連する3月の期間 (relevant 3 month period)」とは、次のものをいう。
 - (a) この法律が成立した日から起算して3月の期間
 - (b) 次に掲げる3月の期間
 - (i) 第1条から第9条までの規定が、第13条に基づく命令によって再施行される時

を初日とする。

- (ii) これらの条が、再施行の前に、最後に効力を有していた時の後から、3月を超えることとなる時に終わる。
- (c) 先行する関連する3月の終了をもって始まる3月の期間であって、その全部又は一部を通じてこの法律の第1条から第9条が効力を有している期間

第15条 一般的解釈

- (1) この条において、以下の規定に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。
 - 「活動 (act)」及び「行為 (conduct)」とは、不作為及び言動を内容とする。
 - 「テロリズム活動 (act of terrorism)」とは、2000年テロリズム法（同法第1条第5項参照）の意味において、テロリズムの目的のためにとった行動となるものをいう。
 - 「器具 (apparatus)」とは、装備、機械、装置及びワイヤー又はケーブル並びに併用されるソフトウェアを含む。
 - 「物品 (article)」及び「情報 (information)」とは、書類及びその他の記録並びにソフトウェアを含む。
 - 「違反 (contravene)」とは、従わないことを含み、同種の表現は、それぞれ適宜解釈する。
 - 「管理命令 (control order)」とは、第1条第1項により与えられた意味を有する。
 - 「管理命令手続 (control order proceedings)」とは、第11条第6項により与えられた意味を有する。
 - 「管理対象者 (controlled person)」とは、管理命令に関連して、命令が義務を課する対象者をいう。
 - 「裁判所 (court)」とは、次のものをいう。
 - (a) 主たる住所がスコットランドにある管理対象者に関連する手続に関しては、民事上級裁判所外院 (Outer House of the Court

of Session)

(b) 主たる住所が北アイルランドにある管理対象者に関連する手続に関しては、北アイルランド高等法院 (High Court)

(c) それ以外の場合においては、イングランド及びウェールズの高等法院 (High Court)

「適用除外の明示を必要とする管理命令 (derogating control order)」とは、適用除外の明示を必要とする義務である管理命令又はこの義務を内容とする管理命令をいう。

「適用除外の明示を必要とする義務 (derogating obligation)」、「適用除外の明示 (designated derogation)」及び「明示命令 (designation order)」は、第1条第10項により与えられた意味を有する。

「人権条約 (Human Rights Convention)」とは、1998年人権法 (同法第21条第1項参照) の意味においての条約 (convention) を意味する。

「修正 (modification)」とは、省略、追加又は変更を意味し、同種の表現は、これに則って解釈する。

「適用除外の明示を必要としない管理命令 (non-derogating control order)」とは、主務大臣が定める管理命令をいう。

「旅券 (passport)」とは、次に該当するものをいう。

(a) 連合王国の旅券 (1971年移民法 [Immigration Act 1971 (c.77)] の意味においての)

(b) 連合王国外の国若しくは領域又は国際機関により、又はそれを代表して発行された旅券

(c) 旅券の代わりに (特定又は全ての状況下で) 利用できる書類

「場所・施設 (premises)」とは、車輛、船舶、航空機又はホバークラフトを含む。

「公衆 (the public)」とは、連合王国の全て

若しくは一部の公衆、他の国若しくは地域の公衆又はあらゆる公衆の一部をいう。

「指定された (specified)」とは、管理命令に関連して、命令によって指定されたか、当該の指定の記述に合致することをいう。

「テロリズム (terrorism)」とは、2000年テロリズム法 (同法第1条第1項から第4項参照) と同様の意味を有する。

「テロリズムに関連した活動 (terrorism-related activity)」及び当該の活動に関連して「関与 (involvement)」は、第1条第9項に則って解釈する。

(2) この法律に基づいて、管理命令又は命令によって課された義務を破棄し、又は更新する権限は、次の権限を含む。

(a) イングランド及びウェールズ又は北アイルランドにおいては、破棄判決に対して、上訴若しくは再上訴があるまで、同命令の破棄、更新又は義務の取消しを、差し止める権限。

(b) スコットランドにおいては、そのような上訴若しくは再上訴があるまで、当該の破棄が効力を持たないと決定する権限。

(3) 管理命令を取り消し、又は当該の命令によって課された義務を修正する主務大臣及び裁判所の権限は、次の権限を含む。

(a) 破棄又は修正が、主務大臣又は (場合によっては) 裁判所の決定した時から効果を生じると定める権限

(b) 裁判所による破棄の場合 (第7条第7項に従った取消しを含む)、上訴があるまで、又は主務大臣に当該の個人に対して管理命令を発する自分の権限を行使するかを判断する機会を与える目的のために、取消しの効果を延期する権限を含む。

(4) この条の目的のために、主務大臣が管理対象者による次の申請を判断しなかったときは、主務大臣が当該の命令を取り消し又は (場合に

よっては) 更新しないと判断したこととみなす。

- (a) 管理命令の取消し
- (b) 命令によって課された義務の修正

第16条 その他補足的規定

- (1) この法律は、2005年テロリズム防止法として引用することができる。
- (2) 次の規定は廃止される。
 - (a) 2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法第21条から第32条まで（国際テロリスト容疑者）
 - (b) 1997年特別移民上訴委員会（Special Immigration Appeals Commission Act 1997 (c.68)）第1条第4項(b)号（2001年法第30条に言及する）及びその直前にある「又は」の語句
 - (c) 2002年国籍、移住及び庇護法（Nationality, Immigration and Asylum Act 2002 (c.41)）第62条第15項及び第16項並びに同法附則7第30条（2001年法の第23条、第24条及び第27条を改正する）
 - (d) 2004年底護及び移住（申請者の処遇等）法（Asylum and Immigration [Treatment of Claimants, etc.] Act (c.19)）第32条（前掲2001年法の第24条及び第27条を改正する）
- (3) 第2項は2005年3月14日から施行する。
- (4) この法律によって定められた廃止は、次のことを妨げる又はその他の形で影響を与えることはない。ただし、2001年法第4部に基づく、特別移民上訴委員会のその他の手続又はこれらの手続に関連した上訴若しくは再上訴は、廃止が施行された後は、提起される又は継続されることはない。
 - (a) 2001年反テロリズム、犯罪及び安全保障法第25条第1項に基づいて、特別移民上訴委員会に提起されたが、当該の廃止が施行

される前に結審していない上訴の継続

- (b) 当該の廃止が施行される前に、前号の法律第25条第1項に基づいて起こされた、前掲の上訴又はその他の上訴についての委員会判断を不服とする再上訴の提起又は継続
- (c) 前掲の判断を不服とする再上訴についての決定を理由とする手続
- (5) 主務大臣は、管理命令により若しくは管理命令に基づき、課されている、若しくは課される可能性のある義務に関連して、電子的又はその他の手段による監視に関連して援助を確保するために、適正と考える者と契約又はその他の取り決めに結ぶことができる。
- (6) 次に掲げるものは、議会によって調達された資金から支出される。
 - (a) この法律の定めるところにより、主務大臣が負担する費用
 - (b) 他の制定法に基づいて、議会によって調達された資金から支出される金額のうち、この法律に基因する増額分
- (7) この法律は、北アイルランドに適用する。
- (8) 女王陛下は枢密院令により、女王陛下が適正と考える修正を加えた上で、この法律の適用範囲を、チャネル諸島のあらゆる島及びマン島に拡大することができる。

附則「本文第11条 管理命令手続等関連」

第1条 序

- (1) この附則において、「関連する権限（the relevant powers）」とは、次のいずれかに関連して権限を行使する限りにおいて、裁判所、控訴院又は民事上級裁判所内院（Inner House of the Court of Session）の手続において従うべき実務及び手続を規制するために、法廷規則を定める権限をいう。
 - (a) 管理命令手続
 - (b) 関連する上訴手続

- (2) この附則において、「関連する上訴手続 (relevant appeal proceedings)」とは、管理命令手続に関連した上訴について控訴院又は民事上級裁判所内院の手続をいう。

第2条 関連する権限の行使に適用する一般的な責任

関連する権限を行使する者は、特に、次のいずれにも留意しなければならない。

- (a) 管理命令を定めること及び修正すること、並びに当該の命令に含まれた義務を課すること及び修正することを適正に審査する必要性
- (b) 公益に適わない情報開示を行わない必要性

第3条 最初の権限の行使

- (1) この条は、次の場合に適用する。
- (a) この法律が成立した後、イングランド及びウェールズにおける管理命令手続及び関連する上訴手続について、関連する権限が最初に行使されたとき。
 - (b) この法律が成立した後、北アイルランドにおける管理命令手続及び関連する上訴手続について、関連する権限が最初に行使されたとき。
- (2) 前号の場合においては、次の規定に従う。
- (a) 関連する権限は、当該の場合以外にはこれを行使する者に代わって、大法官が行使することができる。
 - (b) 大法官は、この権限を行使するに先立ち、前掲の者であれば行わなければならない協議を行う必要がない。
- (3) 大法官は、次のことを行わなければならない。
- (a) イングランド及びウェールズについて、この条に基づく規則を定めるとき、イングランド及びウェールズの首席裁判官 (Lord

Chief Justice of England and Wales) と協議すること。

- (b) 北アイルランドについて、この条に基づく規則を定めるとき、北アイルランドの首席裁判官 (Lord Chief Justice of Northern Ireland) と協議すること。
- (4) 第3項の要件は、この法律が成立する前に、全体的に又は部分的に行われた協議によって、満たされるものとする。
- (5) この項の定めるところにより、大法官が定めた法廷規則は、次の規定に従う。
- (a) 議会に提出しなければならない。
 - (b) 定められた日から起算して40日の内に各院の決議によって承認されない限り、当該の期間の終わりに効力を失う。
- (6) 第5項に従い規則が効力を失ったとき、次の規定に従う。
- (a) 規則に依拠して、失効前に先立ち行われたいかなることに影響を及ぼさない。
 - (b) 当該の場合以外には、これを行使する者に代わって、大法官が当該の手続に関連して、再び関連する権限を行使する。
 - (c) 前号の場合において、大法官は、前号の者であれば行わなければならない協議を行うことなく、この権限を行使することができる。
 - (d) このとき大法官が定める規則は、前掲の者が定めるものと同じか又は類似した効力を有する規則を含んでよい。
- (7) 次の規定は、大法官がこの条の定めるところに従い定めた規則には適用しない。
- (a) 1972年民事手続法 (Civil Procedure Act 1997 (c.12)) 第3条第2項 (反対決議の手続)
 - (b) 1978年司法権 (北アイルランド) 法 (Judicature [Northern Ireland] Act 1978 (c.23)) 第56条 (委任規則手続)
- (8) 第5項において、「40日」とは、1946年委

任立法第7条第1項に定めるところに従い計算された40日をいう。

第4条 裁判所規則を定める特別権限

(1) 関連する権限を行使して定められた裁判所規則は、特に、次のことを行うことができる。

(a) 管理命令手続における立証方法及びこれらの手続における証拠に関する規定を定める。

(b) 前号の手続を審理なしで決定することを可能とし、又はこれを要請する。

(c) (a)号の管理命令手続における法律上の代表者についての規定を定める。

(2) 関連する権限を行使して定められた裁判所規則は、また、特に、次のことも行うことができる。

(a) 手続についての決定の理由の詳細事項を手続の当事者又は（法律上の代表者がいるときは）法律上の代表者に伝えることなく、管理命令手続又は関連する上訴手続を行うことを可能とする規定を定める

(b) 関連する裁判所が、手続の当事者及び（法律上の代表者がいるときは）法律上の代表者を含む誰もが欠席のまま、手続を行うことを可能とする規定を定める。

(c) 管理命令手続及び関連する上訴手続における、第7項に基づいて任命された者の職務についての規定を定める。

(d) 関連する裁判所が、管理命令手続又は関連する上訴手続の当事者に、当該の者が欠席していたときに行われた証拠調べの概要を知らせることを可能とする規定を定める。

(3) 関連する権限を行使して定められた裁判所規則は、次のことを保証しなければならない。

(a) 管理命令手続及び関連する上訴手続において、主務大臣は、（次条以下の条に基づいて定められた規則に従うことを条件として）関連する全資料の開示が要請されること。

(b) 主務大臣は、関連する裁判所に、当該の裁判所及び第7条に基づいて任命された者以外に対して、関連する資料を開示しないための許可を申請する機会を有すること。

(c) 前号の申請は、常に手続の全当事者及び（法律上の代表者がいるときは）法律上の代表者の立会いなく審理されること。

(d) 関連する裁判所は、開示が公共の利益に反すると判断した場合、資料を開示しないための許可を与えることを要請されること。

(e) 関連する裁判所は、資料を開示しないための許可が与えられた場合、裁判所は主務大臣に、当事者及び（法律上の代表者がいるときは）法律上の代表者に資料の概要を知らせよう要請することを考慮しなければならないこと。

(f) 関連する裁判所は、開示が公共の利益に反する情報又はその他の資料を前号の概要に含まないようにすることを要請されること。

(g) 第4項の要請を満たす規定は、主務大臣が、手続の当事者又は（法律上の代表者がいるときは）法律上の代表者に資料を開示しない関連する許可を裁判所から得ていない場合、又は当事者若しくは法律上の代表者に当該資料の概要を知らせることを要請されている場合に、適用すること。

(4) この項の要請を満たす規定とは、主務大臣が関連する資料を開示しないか、（場合によっては）概要を提供しないこととしたとき、関連する裁判所に次のことを行う権限を与える規定とする。

(a) 開示の要請があった資料又は概要が要請されたものが、当該の裁判所が審理中の事項に関して当事者を援助するものである場合、当該の事項を裁判所の審理から取り下げるための指示を与えること。

(b) その他の場合において、主務大臣が、開

示の要請があった資料又は（場合によっては）概要が要請されたものに依拠して手続を進めないようにすること。

- (5) この項において、あらゆる手続に関連して「関連する資料」とは、次のいずれかのものをいう。
- (a) 主務大臣の利用に供され、かつこれらの手続において審理中の事項に関連した情報又はその他の資料
- (b) 手続が関連する決定の理由

第5条 管理対象者の匿名確保の申請

- (1) 関連する権限を行使して定められた裁判所規則は、次のことについて規定を設けることができる。その規則によって定められた規定は、裁判所でその他の管理命令手続が開始されたか否かにかかわらず、申請及び命令を定めることを行うことを認めることができる。
- (a) 主務大臣及び管理対象者が、管理命令の発された後において、裁判所に当該の者の匿名を要請する命令を求める申請を行うこと。
- (b) 裁判所が、前号の申請を受けて、前号の匿名を要請する命令を定めること。
- (2) 裁判所規則は、控訴院又は民事上級裁判所内院が、管理対象者の匿名を要請する関連する上訴手続に関連して、命令を定めるために規定を設けることができる。
- (3) 第1項及び第2項において、裁判所に関連して、管理対象者の匿名を要請する命令についての言及は、次のいずれかの者による管理対象者の身元又は管理対象者の身元を明らかにする情報の開示に対して、裁判所が適当と考える禁止又は制限を課する命令についての言及とする。
- (a) 裁判所が指定し、又は明記する者
- (b) その他一般の者

第6条 顧問の利用

- (1) 裁判所は、管理命令手続において、適当と判断した場合、次のことを行うことができる。
- (a) 大法官がこの目的のために任命した、1名若しくは複数の顧問を、援助のため依頼すること。
- (b) 1名若しくは複数の顧問の援助を受けて、手続を審理し、処理すること。
- (2) 裁判所規則は、この条が付与する権限に従って、顧問の利用を規制することができる。
- (3) 大法官は、この条の目的のために任命した顧問に対して、議会によって調達された資金から、決定することのできる額の謝金、支出、手当を支払うことができる。

第7条 管理命令手続における特別な代理人

- (1) 関連する法務官は、当事者又は（法律上の代表者がいるときは）法律上の代表者が除外された関連する手続において、当事者の利益を代表するための者を任命することができる。
- (2) 第1項において、「関連する手続（relevant proceedings）」とは、次のいずれかのものをいう。
- (a) 管理命令手続
- (b) 管理命令手続に関連する上訴又は再上訴の手続
- (3) この条に基づく任命は、次の規定に従う。
- (a) 法務総裁（Attorney General）による任命の場合、当該の者が1990年裁判所及び法務法（Courts and Legal Services Act 1990（c.41））第71条の目的のための一般法律資格を有している者である場合に限定すること。
- (b) スコットランドの法律顧問官（Advocate General）による任命の場合、当該の者がスコットランドにおける弁論権を有している者である場合に限定すること。
- (c) 北アイルランドの法律顧問官（Advocate

General) による任命の場合、当該の者が北アイルランド弁護士会 (Bar of Northern Ireland) の会員である場合に限定すること。

- (4) 第3項において、「スコットランドにおける弁論権を有している者 (person with appropriate rights of audience in Scotland)」とは、次の者をいう。

- (a) 法廷弁護士
- (b) 1980年事務弁護士 (スコットランド) 法 (Solicitors (Scotland) Act 1980 (c.46)) 第25A 条により、民事上級裁判又は刑事上級裁判所における弁論権を有する事務弁護士

- (5) この条に基づいて任命された者は、代表する利益の当事者に責任を負わない。

- (6) この条において、「関連する法務官 (the relevant law officer)」とは次の者をいう。

- (a) イングランド及びウェールズにおける管理命令手続、管理命令手続に関連する上訴又は再上訴の手続に関しては、法務総裁
- (b) スコットランドにおける管理命令手続、管理命令手続に関連する上訴又は再上訴の手続に関しては、スコットランドの法律顧問官
- (c) 北アイルランドにおける管理命令手続、管理命令手続に関連する上訴又は再上訴の手続に関しては、北アイルランドの法律顧問官

- (7) 2002年司法 (北アイルランド) 法 (Justice (Northern Ireland) Act 2002 (c.26)) 第27条の施行の前の時点に関しては、この条における北アイルランドの法律顧問官への言及は、北アイルランドの法務総裁に対する言及として効力を有する。

第8条 裁判所命令の効力

- (1) 次のことが破棄された場合、命令、更新又は (場合によっては) 義務は、第9条第1項

及び第2項の目的の上で、定められたことがない、又は課されたことがないものとして扱う。

- (a) 管理命令
- (b) 前記の命令の更新
- (c) 前記の命令によって課された義務

- (2) 裁判所による決定又は上訴についての次の決定は、主務大臣が、同じ若しくは類似した効力を持つ管理命令を定める権限を行使すること又は新しい命令を定める目的のために、全体的に若しくは部分的に、同じ問題を根拠とすることを妨げない。

- (a) 管理命令を定めること、更新、又は当該の命令によって課された義務の破棄
- (b) これらの命令に関連した、主務大臣に対する指示

第9条 証拠の傍受

- (1) 2000年調査権限規制法 (Regulation of Investigatory Powers Act 2000 (c.23)) 第18条 (証拠等の法的手続からの排除の例外) を、次のように改正する。

- (2) 第1項(d)号の後に、次の号を挿入する。
「(da) (2005年テロリズム防止法の意味においての) あらゆる管理命令手続又は当該手続から派生するあらゆる手続」
- (3) 第2項 (第18条の規定にもかかわらず、情報事項を開示する相手としてはならない者達) における「(e)号又は(f)号」を「(da) 号又は(f)号」に改める。

- (4) 第2項(a)号の前に、次の号を挿入する。
「(za) 前掲項 (da) 号に該当する手続にあっては、次に掲げる者

- (i) 2005年テロリズム防止法附則の意味において、管理命令手続の当事者であるか、当事者であった者

- (ii) 該当する手続の目的の上で、前掲(i)に該当する者を代表するあらゆる者 (ただ

し2005年法の附則第7条の定めるところ
によって任命された者を除く)

第10条 高等法院女王座部における割当

1981年最高法院法(Supreme Court Act 1981 (c. 32)) 附則第1第2条第b項(女王座部に割当てられる業務)の後に、次を挿入する。
「(ba) (2005年テロリズム防止法の意味においての) 全ての管理命令手続」

第11条 附則の解釈

この附則において、以下の規定に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。

「法律上の代表者(legal representative)」は、手続の当事者に関連して、附則第7条に基づいて当事者の利益を代表するため任命された者を含まない。

「関連する上訴手続(relevant appeal proceedings)」は、附則第1条第2項により与えられた意味を有する。

「関連する裁判所(relevant court)」は、次に掲げる意味を有する。

(a) 管理命令手続に関連して、裁判所

(b) 関連する上訴手続に関連して、控訴院又は、民事上級裁判所内院

「当事者(relevant party)」とは、管理命令手続又は関連する上訴手続に関連して、主務大臣以外のあらゆる当事者をいう。

「関連する権限(relevant powers)」とは、附則第1条第1項により与えられた意味を有する。

注

(1) これらの法律は、1995年刑事上訴法(Criminal Appeal Act 1995 (c.35))で改正されており、上訴を行うには控訴院の許可か、原審の裁判官が上訴が適切だとする証明書が必要であると規定されている。

(2) 2000年調査権限規正法第59条で定められた役職であり、情報機関による監視、介入に対して主務大臣が発する令状を審査し、その権限の行使が適正であったかどうかを判断する。

横山潔「調査権限規制法の成立」『外国の立法』214号, 2002.11, pp.47-129. を参照。

(おかひさ けい・海外立法情報課)